【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年３月28日
【事業年度】	第32期（自2024年１月１日　至2024年12月31日）
【会社名】	株式会社フルキャストホールディングス
【英訳名】	FULLCAST HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長ＣＥＯ　平　野　岳　史
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目９番５号
【電話番号】	03-4530-4833
【事務連絡者氏名】	経理部長　小　林　勝　昭
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田八丁目９番５号
【電話番号】	03-4530-4833
【事務連絡者氏名】	経理部長　小　林　勝　昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(百万円)	43,226	52,366	64,645	68,974	68,556
経常利益	(百万円)	6,180	7,624	9,884	8,686	7,312
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	4,113	5,012	6,622	5,889	5,493
包括利益	(百万円)	3,844	5,235	6,877	6,090	5,598
純資産額	(百万円)	17,396	20,579	24,928	26,785	28,869
総資産額	(百万円)	23,953	29,484	35,604	38,977	41,468
１株当たり純資産額	(円)	449.58	535.40	657.21	721.42	812.65
１株当たり当期純利益金額	(円)	111.69	137.34	183.11	164.86	155.99
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	111.04	136.70	182.14	163.93	155.03
自己資本比率	(%)	68.9	66.2	66.7	65.2	69.0
自己資本利益率	(%)	25.7	27.8	30.6	24.0	20.3
株価収益率	(倍)	14.4	17.9	15.4	11.1	9.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,979	6,368	6,796	5,163	5,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△89	△99	△958	△6,366	175
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△2,472	△2,168	△2,622	△4,954	△2,870
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	13,309	17,410	20,626	14,468	17,531
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名) (名)	1,174 (1,269)	1,244 (1,521)	1,279 (1,790)	1,568 (2,686)	1,178 (2,642)

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年３月31日)等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月		2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益	(百万円)	7,035	6,481	8,062	8,897	8,194
経常利益	(百万円)	4,845	4,311	5,696	6,335	4,405
当期純利益	(百万円)	4,659	3,804	5,138	6,083	5,522
資本金	(百万円)	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780
発行済株式総数	(株)	38,486,400	37,486,400	37,486,400	37,486,400	37,486,400
純資産額	(百万円)	12,098	13,798	16,386	18,233	21,556
総資産額	(百万円)	14,681	17,287	20,176	23,677	27,909
１株当たり純資産額	(円)	325.13	374.67	449.56	512.07	604.97
１株当たり配当額 (内１株当たり中間配当額)	(円) (円)	41.00 (19.00)	44.00 (21.00)	58.00 (23.00)	61.00 (29.00)	62.00 (31.00)
１株当たり当期純利益金額	(円)	126.52	104.25	142.08	170.27	156.82
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	125.79	103.77	141.33	169.31	155.86
自己資本比率	(%)	81.3	79.0	80.5	76.1	76.3
自己資本利益率	(%)	42.1	29.7	34.4	35.5	28.1
株価収益率	(倍)	12.7	23.6	19.9	10.8	9.5
配当性向	(%)	32.4	42.2	40.8	35.8	39.5
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名) (名)	93 (167)	94 (165)	96 (166)	95 (129)	101 (130)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	66.04 (107.39)	102.25 (121.07)	119.11 (118.10)	81.77 (151.48)	70.21 (182.46)
最高株価	(円)	2,723	3,225	3,245	2,888	1,910
最低株価	(円)	969	1,510	1,976	1,621	1,136

(注) 1．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を第30期の期首から適用しており、第30期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2 【沿革】

1990年９月	東京都港区に㈱リゾートワールドを設立。
1992年９月	商号を㈱フルキャストとする(現社名㈱フルキャストホールディングス)。
1992年10月	短期業務請負業を開始。
1994年10月	東京都渋谷区に本社を移転。
1995年１月	大阪市中央区の㈱フルキャスト大阪（注）とフランチャイズ契約を締結。
1995年９月	東京都新宿区に㈱成和サービス（注）を設立。
1996年１月	東京都小平市に㈱エントリー（注）を設立。
1997年10月	㈲フルキャストレディ（注）(1999年10月に株式会社に改組)を設立。
1998年５月	㈱神奈川進学研究会を㈱フルキャストウィズに改称。
1998年10月	㈱フルキャストウィズ一般労働者派遣事業 許可取得。
1999年１月	ファクトリー事業部を新設、工場ライン請負事業を開始。
	㈲フルキャストレディ（注）一般労働者派遣事業 許可取得。
1999年４月	㈱フルキャストウィズ職業紹介事業 許可取得。
1999年６月	㈱フルキャスト大阪（注）、㈱エントリー（注）、㈱デュアル・サポート（注）を吸収合併。
1999年11月	㈱フルキャストシステムコンサルティング（注）を設立。
2000年３月	フルキャスト人事コンサルティング㈱（注）を設立、同年４月に㈱フルキャストウィズの人事コンサルティング事業部を譲受、事業を開始。
2000年９月	㈱フルキャストファクトリーを設立、同年10月にファクトリー事業部を譲受、事業を開始。
2001年６月	株式を店頭市場（現・東京証券取引所 スタンダード市場）に上場。
2002年４月	セントラル自動車㈱、大昌工業㈱との合弁により㈱フルキャストセントラルを設立し、自動車部門に特化した工場ライン請負事業を開始。
2002年10月	㈱フルキャストウィズと㈱フルキャストシステムコンサルティングが合併し、㈱フルキャストテクノロジーに改称。
	㈱フルキャストレディの営業の一部を吸収分割により承継。㈱フルキャストレディはオフィス系短期業務請負・派遣に特化し、㈱フルキャストオフィスサポート（注）に改称。
2003年１月	㈱フルキャストオフィスサポート（注）職業紹介事業 許可取得。
	フルキャスト人事コンサルティング㈱が㈱フルキャストオフィスサポート（注）と合併。
2003年９月	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
2004年６月	㈱アパユアーズを株式交換により完全子会社化。
2004年７月	㈱フルキャストテクノロジー一般労働者派遣事業 許可取得。
2004年９月	東京証券取引所市場第一部銘柄に指定を受ける。
2004年10月	㈱フルキャストファイナンスを設立。
2004年11月	一般労働者派遣事業 許可取得。
2005年３月	㈱ヒューマン・リソーセス総合研究所（注）を株式譲受により完全子会社化。
	東北楽天ゴールデンイーグルスホームスタジアム「フルキャストスタジアム宮城」命名権取得（2007年10月に契約解消と愛称の使用を辞退）。
2005年６月	ＡＤＲ(米国預託証券：American Depositary Receipt）プログラム設立。
2005年10月	㈱フルキャストオフィスサポートが㈱ヒューマン・リソーセス総合研究所と合併し、㈱フルキャストＨＲ総研（注）に改称。

	アジアパシフィックシステム総研㈱を第三者割当増資及び株式譲受により子会社化。
	㈱フルキャストテクノロジーがＪＡＳＤＡＱ証券取引所（現・東京証券取引所　スタンダード市場）に上場。
2006年５月	日本相互警備保障㈱（現社名㈱フルキャストアドバンス（現・連結子会社））を株式譲受により完全子会社化。
2006年６月	㈱エグゼアウトソーシング（現社名㈱エフプレイン（現・連結子会社））を株式譲受により完全子会社化。
2007年５月	㈱インフォピーを株式交換により完全子会社化。
2007年６月	ネットイットワークス㈱を株式譲受等により子会社化。
2007年７月	㈱アパユアーズの全保有株式を創業者に譲渡。
2008年10月	会社分割により純粋持株会社体制へ移行し、商号を㈱フルキャストホールディングスとする。なお、営業に関する全事業は、㈱フルキャストＨＲ総研（注）が承継。
2008年11月	キヤノン電子㈱によるアジアパシフィックシステム総研㈱の株式公開買付けに応募し、全保有株式を譲渡。
2009年３月	㈱インフォピーの全保有株式を譲渡。
2009年５月	㈱フルキャストファイナンスの全保有株式を譲渡。
2009年６月	㈱フルキャストファクトリー、㈱フルキャストセントラルの全保有株式を譲渡。
2009年８月	ネットイットワークス㈱の全保有株式を譲渡。
2010年６月	当社並びにグループ会社の本社機能を統合（㈱フルキャストテクノロジー、㈱イーストコミュニケーション（現社名㈱エフプレイン（現・連結子会社））、㈱エーコーシステム（現社名㈱エフプレイン（現・連結子会社））を除く）。
2011年５月	㈱フルキャストマーケティング（現社名㈱エフプレイン（現・連結子会社））の株式を一部譲渡及び同社が実施した第三者割当増資により持分法適用関連会社へ異動。
	㈱夢真ホールディングスによる㈱フルキャストテクノロジーの株式公開買付に応募し、全保有株式を譲渡。
2012年４月	㈱おてつだいネットワークス（現・連結子会社）を株式譲受により完全子会社化。
2012年10月	労働者派遣法改正法の施行により㈱フルキャスト、㈱トップスポットにおいて「アルバイト紹介」及び「アルバイト給与管理代行」サービス開始。
2016年１月	「マイナンバー管理代行」サービスを開始。
2016年２月	㈱ワークアンドスマイルを設立し、同年７月に事業を開始。
2016年３月	㈱ビートの株式を取得し、持分法適用関連会社化。
2016年８月	㈱ディメンションポケッツの株式を取得し、連結子会社化。
2016年10月	「年末調整事務代行」サービスを開始。
2016年11月	㈱フルキャストシニアワークスを設立し、2017年３月に事業を開始。
2017年１月	持分法適用関連会社の㈱エフプレインの株式を取得し、連結子会社化。
2017年３月	㈱フルキャストポーターを設立し、同年７月に事業を開始。
2017年５月	「住民税更新事務代行」サービスを開始。
2018年１月	㈱ＢＯＤの株式を取得し、連結子会社化。
2018年６月	㈱デリ・アートの株式を取得し、持分法適用関連会社化。
2018年６月	㈱フルキャストグローバルを設立し、同年10月に事業を開始。

2018年８月	Advancer Global Limitedの株式を取得し、持分法適用関連会社化。
2018年８月	ミニメイド・サービス㈱の株式を取得し、連結子会社化。
2018年９月	㈱ＢＯＤ・Ａｌｐｈａを設立し、2019年３月に事業を開始。
2019年３月	日本電気サービス㈱の株式を取得し、持分法適用非連結子会社化。
2019年８月	㈱Fullcast Internationalを設立し、同年12月に事業を開始。
2019年12月	㈱ディメンションポケッツの全保有株式を譲渡。
2020年１月	持分法適用非連結子会社の日本電気サービス㈱を連結子会社化。
2020年１月	㈱ＨＲマネジメントの株式を取得し、連結子会社化。
2020年12月	日本電気サービス㈱の株式を一部譲渡し、連結の範囲から除外。
2021年４月	㈱プログレスの株式を取得し、連結子会社化。
2021年７月	㈱ＢＯＤ・Ａｌｐｈａを吸収合併存続会社、㈱ＨＲマネジメントを吸収合併消滅会社とする合併をし、㈱ＨＲマネジメントに改称。
2022年４月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年５月	㈱ヘイフィールドの株式を取得し、連結子会社化。
2023年６月	グロービート㈱の株式を取得し、同社及び同社の子会社であるグロービート・ホールディングス㈱並びに同社の孫会社であるグロービート・ジャパン㈱を連結子会社化。
2023年10月	グロービート・ジャパン㈱を存続会社、グロービート㈱及びグロービート・ホールディングス㈱を消滅会社とする吸収合併を実施。
2023年10月	Ａｐｐ　Ｘ㈱の株式を取得し、同社及び同社の子会社である㈱インプリ並びに同社の孫会社である㈱リリースベースを連結子会社。
2023年10月	㈱ＢＰＣの株式を取得し、連結子会社。
2024年３月	㈱ＢＯＤの全株式を譲渡し、同社と同社の子会社である㈱ＨＲマネジメント、㈱プログレス及び㈱ＢＰＣを連結の範囲から除外。
2024年９月	㈱インプリを存続会社、Ａｐｐ　Ｘ㈱を消滅会社とする吸収合併を実施。
2024年９月	㈱エフプレインの株式を追加取得し、同社及びその子会社を完全子会社化。
2024年10月	グロービート・インターナショナル㈱を設立し、設立と同時に事業を開始。
2024年11月	GLOBEAT EUROPE GmbHの株式を取得し、連結子会社化。

（注）現社名㈱フルキャスト（現・連結子会社）

３ 【事業の内容】

当社グループでは、顧客企業の業務量の増減に合わせタイムリーに短期系人材サービスを提供する「短期業務支援事業」、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行及びコールセンター業務を営む「営業支援事業」、主に飲食チェーン事業を営む「飲食事業」、主に公共施設や一般企業などに対して警備業務等を行う「警備・その他事業」を展開しております。

次の事業区分は「第５ 経理の状況 １（１）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の報告セグメントの区分と同一であります。

短期業務支援事業（短期系人材サービス、イベント系人材サービス、給与管理代行サービス等）

［主な事業体］ 株式会社フルキャスト
株式会社トップスポット
株式会社ワークアンドスマイル
株式会社フルキャストシニアワークス
株式会社フルキャストポーター
株式会社おてつだいネットワークス
株式会社フルキャストアドバンス
株式会社フルキャストグローバル
ミニメイド・サービス株式会社
株式会社Fullcast International
株式会社ヘイフィールド
株式会社インプリ
株式会社リリースベース

営業支援事業（代理店販売、コールセンター事業等）

［主な事業体］ 株式会社エフプレイン
株式会社エムズライン
株式会社ＦＳＰ

飲食事業（飲食チェーン事業等）

［主な事業体］ グロービート・ジャパン株式会社
グロービート・インターナショナル株式会社
GLOBEAT EUROPE GmbH

警備・その他事業（警備業務等）

［主な事業体］ 株式会社フルキャストアドバンス

なお、当社は特定上場会社等であります。特定上場会社等に該当することにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

事業の系統図は、次のとおりであります。

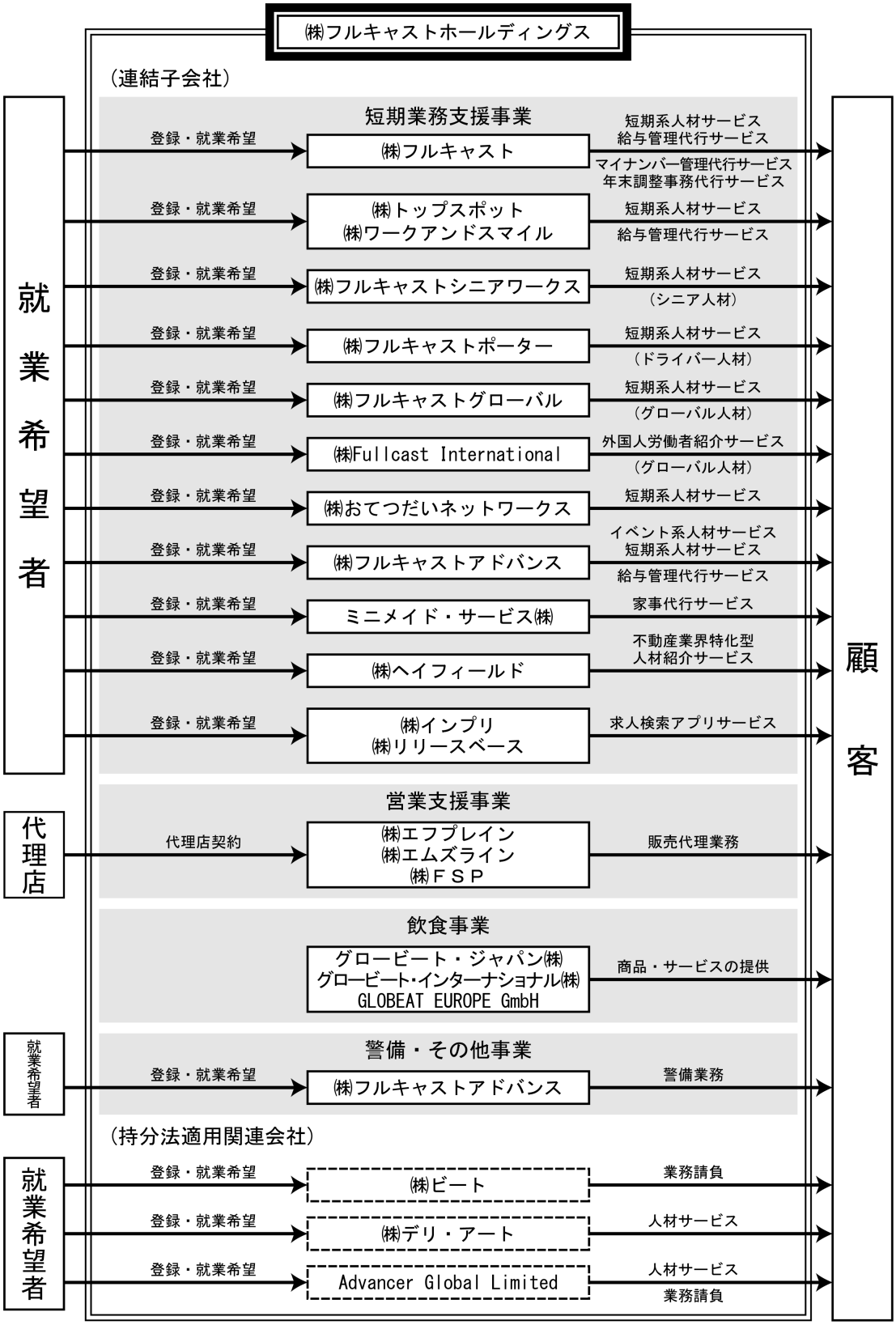

注1: 図の内容は2024年12月31日現在の状況であります。
注2: ▭は当社、□は連結子会社、⬚は持分法適用関連会社であります。

4 【関係会社の状況】

名　　称	住　所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関 係 内 容
(連結子会社) 株式会社フルキャスト (注３，12)	東京都 品川区	100	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社トップスポット	東京都 品川区	113	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社ワークアンドスマイル	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストシニアワークス	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストポーター	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストグローバル	東京都 品川区	80	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社Fullcast International	東京都 品川区	50	短期業務支援事業	51.0	・業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社おてつだいネットワークス	東京都 品川区	50	短期業務支援事業	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
ミニメイド・サービス株式会社	東京都 渋谷区	30	短期業務支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社ヘイフィールド (注11)	東京都 品川区	4	短期業務支援事業	100.0	・経営指導等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名
株式会社インプリ (注７)	東京都 新宿区	3	短期業務支援事業	100.0	・役員の兼任等：１名

株式会社リリースベース	東京都 新宿区	1	短期業務支援事業	100.0 (100.0)	―
株式会社エフプレイン （注８）	東京都 港区	80	営業支援事業	100.0	・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：２名
株式会社エムズライン （注８）	東京都 港区	1	営業支援事業	100.0 (100.0)	・経営指導、システム貸与等のサービスを提供しております。
株式会社ＦＳＰ （注８）	東京都 港区	1	営業支援事業	100.0 (100.0)	・経営指導、システム貸与等のサービスを提供しております。
グロービート・ジャパン株式会社 （注３，12）	東京都 杉並区	10	飲食事業	100.0	・役員の兼任等：２名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
グロービート・インターナショナル株式会社 （注９）	東京都 杉並区	1	飲食事業	100.0 (100.0)	―
GLOBEAT EUROPE GmbH (注10)	ドイツ	千ユーロ 25	飲食事業	100.0 (100.0)	―
株式会社フルキャストアドバンス	東京都 品川区	50	短期業務支援事業 警備・その他事業	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・経営指導、業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・役員の兼任等：１名 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
株式会社フルキャストビジネスサポート	東京都 品川区	9	全社	100.0	・当社の賃借建物の一部を事務所用として転貸しております。 ・業務受託、システム貸与等のサービスを提供しております。 ・資金援助等：運転資金の貸付・借入
(持分法適用関連会社) 株式会社ビート	神奈川県 横浜市	50	業務請負 労働者派遣事業	30.0	・役員の兼任等：１名
株式会社デリ・アート	東京都 千代田区	43	労働者派遣事業	20.0	―
Advancer Global Limited （注２）	シンガポール	百万シンガポールドル 41	雇用サービス 施設管理サービス	25.8	・役員の兼任等：１名

（注）１．連結子会社の主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメント区分の名称を記載しております。
２．Advancer Global Limitedの資本金については、2024年６月末現在の金額であります。
３．特定子会社であります。
４．議決権の所有割合の（ ）内数字は、間接所有割合（内数）であります。
５．有価証券届出書または、有価証券報告書を提出している会社はありません。
６．2024年３月29日付で㈱ＢＯＤ株式を全部譲渡し、同社及びその子会社を連結の範囲から除外しております。
７．2024年９月１日付で㈱インプリを存続会社、Ａｐｐ Ｘ㈱を消滅会社とする吸収合併を行っております。
８．2024年９月30日付で㈱エフプレインの株式を追加取得し、同社及びその子会社を完全子会社としております。
９．2024年10月９日付で飲食事業を営むグロービート・インターナショナル㈱を設立し、連結子会社としております。
10．2024年11月29日付でGLOBEAT EUROPE GmbHの株式を取得し、連結子会社としております。
11．2025年１月20日付で㈱ヘイフィールドは、東京都品川区から東京都渋谷区に本社を移転しております。

12. ㈱フルキャスト、グロービート・ジャパン㈱については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等　（単位：百万円）

	株式会社フルキャスト	グロービート・ジャパン株式会社
売上高	41,643	7,640
経常利益	4,073	721
当期純利益	2,793	466
純資産額	2,946	6,741
総資産額	11,983	8,421

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

（2024年12月31日現在）

セグメントの名称	従業員数(名)
短期業務支援事業	749名〔1,598名〕
営業支援事業	56名〔　72名〕
飲食事業	182名〔　798名〕
警備・その他事業	55名〔　22名〕
全社(共通)	136名〔　152名〕
合計	1,178名〔2,642名〕

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2．全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3．短期業務支援事業において、前連結会計年度末と比べ従業員数が401名、臨時従業員数が210名減少しておりますが、その主な要因は、2024年３月29日付で㈱ＢＯＤの全株式を譲渡し、同社と同社の子会社である㈱ＨＲマネジメント、㈱プログレス及び㈱ＢＰＣを連結の範囲から除外したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

（2024年12月31日現在）

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
101名〔130名〕	39.9歳	11年8ヶ月	5,534千円

(注) 1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔　〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3．当社の従業員は、主に当社グループ全体に係る管理・企画等の業務を行っており、全社（共通）に区分しております。

(3) 労働組合の状況

当社及び当社グループ会社には、企業内労働組合は結成されておりません。なお、労使関係について特筆すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

(2024年12月31日現在)

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%)(注１)	男性労働者の育児休業取得率(%)(注２)	労働者の男女の賃金の差異（%）（注１）		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
24.0	31.6	68.6	76.6	83.4

(注) １．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の４第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1)会社の経営の基本方針

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の１つとして位置付けております。

「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るＲＯＥを実現することであるという考えのもと、ＲＯＥを「企業価値の向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営を実践してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社グループは、「企業価値の向上」を示す目標指標をＲＯＥ20％以上にすると共に、財務の健全性を確保しつつ必要な成長投資を行うための適切な負債水準を維持するためデットエクイティレシオ1.0倍を上限とする方針とし、資本効率を重視した経営を実践すると共に、財務の健全性を確保しながら収益性、成長性のバランスを重視し、企業価値の最大化を図ってまいります。

(3)経営環境及び会社の対処すべき課題

＜経営環境＞

当社グループが主として事業を展開している人材サービス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率及び新規求人倍率が横ばい圏内でありながらも高水準で推移していること、就業率の改善が続いていること等、雇用情勢は改善の動きが見られます。また、人手不足感が引き続き高い水準となっております。先行きに関しましては、改善の動きが続くことが期待されます。

当社連結の売上高及び営業利益は、当社グループの主力セグメントである短期業務支援事業の売上高の構成比率が高く、８割以上を占めております。短期業務支援事業セグメントでは、紹介、ＢＰＯ、派遣、請負の４つのサービスを展開し、顧客企業の業務量の増減に合わせタイムリーに短期系人材サービスを提供しておりますが、昨今の日本の労働力人口の減少を背景に、短期業務支援事業は、従来の顧客企業における繁忙期と閑散期の差異に対し必要な人的リソースを提供する領域から、顧客企業が最低限必要な人員として直接雇用するパート・アルバイトの採用領域に入り込めていると認識しております。今後は、一段階変化させた短期人材サービスの提供により、日本の人手不足の解消に貢献することを目指してまいります。

＜会社の対処すべき課題＞

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等（１）及び（２）」に記載の経営方針及び経営指標を実現していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

①持続的な企業価値の向上

当社グループは、「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 （１）会社の経営の基本方針」に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の１つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「紹介（注１）」及び「ＢＰＯ（注２）」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、資本効率性を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事業に取り組んでまいります。

（注）１.「アルバイト紹介」サービスに加えて、㈱ヘイフィールドの不動産業界特化型の人材紹介サービス及び㈱インプリグループの求人検索アプリサービスを「紹介」と呼称しております。

２.「アルバイト給与管理代行」サービスに加えて、「マイナンバー管理代行」及び「年末調整事務代行」等その他の人事労務系ＢＰＯサービス並びに㈱ＢＯＤグループのバックオフィス系ＢＰＯサービスを「ＢＰＯ」と呼称しております。なお、2024年３月29日付で当社の連結子会社であった㈱ＢＯＤの全株式を譲渡したことに伴い、同社と同社の子会社である㈱ＨＲマネジメント、㈱プログレス及び㈱ＢＰＣの損益を３か月分取り込んでおります。

②「中期経営計画 2029」の実現

当社グループは、「中期経営計画 2029」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、連結営業利益125億円の達成を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでまいります。

「中期経営計画 2029」の概要は次の通りです。

a) 対象期間

2025年12月期から2029年12月期を対象期間とする５か年

b) 数値目標

2029年12月期 連結営業利益 125億円

c) 主要な経営指標

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標 ：ROE20％以上

「株主還元」に係る指標 ：総還元性向50％

「資本政策の基本方針」を支える指標 ：DEレシオ上限1.0倍

d) 事業戦略の概要

■短期業務支援事業

・グループシナジーを最大化し、広告・ブランド認知の拡大とサービスの付加価値向上を同時に実現することで、市場での優位性を確立し、事業のさらなる発展を推進する。

■営業支援事業

・最先端のマーケティング活用による新規獲得、多様な商品ラインナップ拡充、最新トレンドを取り入れたエンタメ事業拡大で、競争力ある営業支援を推進する。

■飲食事業

・ブランド強化と店舗拡大の両軸で事業を推進し、海外出店を中心としたグローバル展開を加速させ、新たなファン層の獲得と持続的な成長を実現する。

■警備・その他事業

・厳格な警備員教育、業務提携の促進、大阪万博・世界陸上などの大規模イベント対応の最適化を通じて、警備事業の成長を加速する。

③2025年12月期目標

当社グループは、「労働力人口減少下における人手不足需要に今まで以上に対応するために事業基盤の一層の強化を図るとともに、短期労働市場におけるスポットワーク領域において、異業種の本格参入が相次いでいることにより、競争激化が見込まれる事業環境への継続的な対応を図る」を2025年12月期の目標とし、以下の施策に取り組んでまいります。

■戦略的投資の継続的・部分的実施

競争激化に対する備えとして戦略的投資を継続的・部分的に実施する。

・前期実施したことにより効果が検証されたデジタルメディア展開を軸としたメディアプロモーション

・システム増強及び運営の強化

・総額　計1,000百万円前後

■新規連結子会社（グロービート・ジャパン㈱、㈱インプリ等）に対するＰＭＩの継続的な推進

■グループ子会社間の連携推進

・本部営業機能の設立

■正社員における新卒強化

■スタッフ稼働期間の長期化

２ 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関する開示

①ガバナンス

a）「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」

フルキャストグループは、企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を掲げ、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、社会課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としています。なお、以下のサステナビリティ活動を推進してまいります。

1．短期的な人材サービスを主として営んでいるため、気候変動問題が当社グループの事業に大きな影響を及ぼすことは想定しづらい状況にありますが、地球環境の持続的な発展のため、当社グループが貢献し得る環境負荷の低減や資源の効率的な運用を推進します。

2．企業活動の人権への影響やリスクに適切に対応し、人権侵害の未然防止に努めます。

3．従業員の成長が持続的な企業価値向上の源泉であることを自覚し、人種・国籍・性別・年齢等に拘らない採用や育成に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスに配慮した就業環境の改善に努めます。

4．人材サービス業を営む上で重要な取引先となる、就業希望者及び顧客企業との信頼確立、公正・適正な取引に努めます。

b）コーポレート・ガバナンス体制

当社グループは、事業の持続性を強化・推進するため、サステナビリティ課題に関する対応方針や重要事項については、取締役会で決議・報告する体制を整備しております。

取締役会は、「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」に基づき、サステナビリティ課題に関して報告を受け、監督しております。

サステナビリティに関する専門的な委員会は設置しておりませんが、法務部が主体となり、グループ会社を含め、人的資本及び気候変動問題を始めとしたサステナビリティ課題を抽出・議論し、適時報告する体制を構築しております。また、当社グループでは、組織におけるリスクを適切に管理するため、リスク管理最高責任者として代表取締役社長ＣＥＯ、リスク管理実務責任者として法務部長を置き体制を整えております。法務部長は、代表取締役社長ＣＥＯの指示に従い、監査等委員会を始めとする当社機関と連携を図り、代表取締役社長ＣＥＯの任務遂行を補佐しております。

これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

②リスク管理

a）サステナビリティ全般に関するリスクの特定・評価プロセス

サステナビリティ全般に関するリスク及び機会は、当社グループの取締役会において、識別・評価されております。まず、法務部が各部局から情報収集を行い、リスク及び機会の現状把握に努めます。取締役会では、法務部が取りまとめた内容を踏まえ、リスクと機会を識別いたします。また、当該リスクと機会の評価にあたっては、識別したリスクと機会が当社グループの事業活動や収益等に与える財務的影響を分析し、その影響度を評価します。そして、この評価結果に基づき、リスクを低減し機会を最大化するための目標や具体策を盛り込んだ活動計画を、取締役会にて協議・決定しております。取締役会で協議・決定された内容は法務部を通し、各部局に伝達され、実行されます。

b）サステナビリティ全般に関するリスクの管理プロセス及びグループ管理リスクとの統合状況

当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、当社グループにおけるリスク管理体制に関する基本的事項を定め、人的資本及び気候変動に関するリスクを含め、リスク管理の効率的且つ確実な運用を図り、リスク管理体制の基に統合されております。

また、リスク管理実務責任者は法務部長とし、法務部長は、リスク管理最高責任者である代表取締役社長ＣＥＯの指示に従い、監査等委員会を始めとする当社機関と連携を図り、代表取締役社長ＣＥＯの任務遂行を補佐することとしております。

加えて、代表取締役社長ＣＥＯは、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告すると共に、重大な事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する体制を整えております。

③戦略

a）サステナビリティ全般に関するリスクの特定・評価プロセス

当社グループは、以下のフローに則り、マテリアリティを特定しております。

１．ＳＤＧｓを理解。

２．企業理念、ビジョン及び戦略とＳＤＧｓとの整合を図る。

３．自社の戦略を踏まえて、課題を特定。

４．重要課題（マテリアリティ）を特定。

b）ＳＤＧｓへの取り組み

当社は、ＳＤＧｓの17の目標に対して賛同します。

また、当社の企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を実現していくことで、以下のＳＤＧｓの各目標に貢献することを当社の重要課題（マテリアリティ）ととらえております。

８．働きがいも経済成長も

当社グループは、短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることにより、 就業希望者における就業機会及び雇用希望企業における労働力を提供し続けます。 このことにより、就業希望者における働きがいと雇用希望企業における経済成長に貢献してまいります。

５．ジェンダー平等を実現しよう

年齢、性別、属性にとらわれない就業機会を就業希望者に提供することで、ジェンダー平等の実現に貢献してまいります。

10．人や国の不平等をなくそう

国内全域の、かつ、国籍にとらわれない、就業機会を就業希望者に提供することで、 人や国の不平等をなくすことに貢献してまいります。

９．産業と技術革新の基盤をつくろう

労働力人口が減少していく国内の労働環境に対して、当社が、短期間のマッチングサービスを、成長ないしは革新を目指す企業に提供し、必要な労働力を充足させることにより、産業の成長と技術革新の基盤づくりに貢献してまいります。

c）サステナビリティについての取り組み

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、サステナビリティ課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としており、以下のサステナビリティについての取組みを実践してまいります。

・当社グループは、短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることにより、就業希望者における就業機会及び雇用希望企業における労働力を提供し続けます。このことにより、就業希望者における働きがいと雇用希望企業における経済成長に貢献してまいります。特に、労働力人口が減少する、国内の労働環境において、若者、女性、高齢者、外国人といった労働参加余地のある層であり、且つ、短期でしか働けない、短期で働きたい層を中心に短期間のマッチング機会を就業希望者、雇用希望企業双方に提供し続けることに加えて、当社グループが成長することを通じて、双方の機会を拡充させます。

・年齢、性別、属性にとらわれない就業機会を就業希望者に提供することで、ジェンダー平等の実現に貢献してまいります。特に、当社グループの主たるセグメントである短期業務支援事業における紹介、派遣等の稼働者のうち、女性の割合は48.3％（2024年12月期）を占めており、当社グループが成長することを通じて、女性の就業希望者に対する就業機会の拡充に貢献してまいります。また、高齢者に特化した人材サービスを提供する子会社である株式会社フルキャストシニアワークスを通じて高齢者層の就業機会の拡充に貢献してまいります。

・国内全域の、且つ、国籍にとらわれない、就業機会を就業希望者に提供することで、人や国の不平等をなくすことに貢献してまいります。特に、国内に在留資格のある外国人に特化した人材サービスを提供する子会社である株式会社フルキャストグローバル及び特定技能資格を有する外国人に特化した人材サービスを提供する子会社である株式会社Fullcast Internationalを通じて外国人の就業機会の拡充に貢献してまいります。

・労働力人口が減少していく、国内の労働環境に対して、当社が、マッチングサービスを、成長ないしは革新を目指す企業に提供し、必要な労働力を充足させることにより、産業の成長と技術革新の基盤づくりに貢献してまいります。特にマッチングサービス・機会を提供する上で、人材マッチングに係る基幹システムの利便性・効率性の向上は必要不可欠であり、継続的な向上に努め、マッチング機会を拡充させます。また、ＤＸを実装できる機会が増えつつあり、積極的に実践してまいります。

④指標及び目標

当社グループは、「フルキャストグループ・サステナビリティ基本方針」に基づいた活動を推進しておりますが、現在は具体的な指標及び目標を設定しておりません。今後、企業価値向上に向けたサステナビリティに関する指標及び目標について検討を進めてまいります。

(2) 人的資本、多様性に関する開示

①戦略

・人的資本への投資等

人的資本への投資については、当社グループが持続的な企業価値の向上を実現していくうえで、人員の増強は必要不可欠であり、継続的、かつ、年々増加する新卒や中途採用を実現するための必要な投資を実施しているほか、当社グループの臨時従業員や当社グループを通じて派遣・紹介しているスタッフに対して、正社員への転用機会を定期的に設けるなどして、人員の増強を実現してまいります。また、新卒・中途入社社員の入社後速やかな戦力化も、持続的な企業価値向上を実現していく上で必須であり、入社３年目までを対象にした実務中心の研修メニューを充実させています。また、研修メニューの精度、機会の拡充、段階的な上位職各層に対するメニューの拡充等を含めた研修メニューの見直しを毎期実施しております。加えて、役職員に対するサステナビリティに対する意識向上を目的とした研修制度の確立に向けて、研修メニューの策定等の準備を進めております。

・多様性の確保についての考え方

当社グループでは、性別・国籍・年齢・職歴等の属性によらない多様性の確保を、中核人材に留まらず、正社員、臨時従業員、当社グループを通じて派遣・紹介により勤務する就業希望者含めて推進してまいります。当社グループで勤務する正社員及び臨時従業員を含めた女性比率は、2024年12月末時点で58.5％であり、最低限の比率を50.0％とし、これを維持してまいります。当社グループにおける女性管理職比率は、2024年12月末時点で11.0％です。さらに、人事制度及び研修の拡充を推進し、2025年12月末まで女性管理職比率15.0％の実現及び向上に努めてまいります。外国人、中途採用者は、管理職として登用する上で国籍や採用時期による差異は想定していないため、現時点では管理職登用の目標策定・開示は行っておりません。

②指標及び目標

当社グループは、上記「①戦略」において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	目標年	実績（当連結会計年度）
正社員及び臨時従業員を含めた女性比率	50％（維持）	2025年	58.5％
女性管理職比率	15％以上（維持）	2025年	11.0％
短期業務支援事業における紹介、派遣等の稼働者に占める女性比率	50％維持	2025年	48.3％

(3) 気候変動に関する開示

当社グループは、企業理念である、「すべての人をいちばん輝ける場所へ。」を掲げ、持続的な企業価値の向上を実現していくことで、社会課題の解決に貢献すること、そして我々の事業に関わる全てのステークホルダーの皆様の信頼を勝ち取ることをサステナビリティに係る基本方針としております。

当社グループは、地球温暖化による気候変動がもたらす問題が事業および財務に及ぼす影響を考慮し、気候関連リスクを特定しております。また、リスクマネジメントの観点から既に特定しているリスクへの取り組みに加え、ＴＣＦＤ（気候関連財務情報開示タスクフォース）が提唱するフレームワークに則り、気候変動に関するリスクと機会についてシナリオ分析を行いました。今後は気候変動が当社グループの事業に及ぼす影響を把握し、適切に対応を進めるとともに、関連する情報開示の充実化を進めてまいります。

尚、2023年12月期よりＴＣＦＤが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標及び目標」に関する情報を開示しております。当社グループのＴＣＦＤが提唱するフレームワークに基づく気候関連情報の内容につきましては、「統合報告書2025」をご参照ください。

（ご参考）

統合報告書2025

https://www.fullcastholdings.co.jp/assets/upload/2025/04/integratedreport_20250331-1.pdf

３ 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下の通りであります。また、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、事業上のリスクに必ずしも該当しないと考えられる事項であっても投資者が投資判断をするうえで、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられる事項を含めて記載しております。

なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

当社グループは、リスク発生の可能性の認識及び発生の回避並びに発生した場合における対応に最大限の努力を払う所存であります。下記事項には、将来に係るリスク要因が含まれておりますが、これらの事項は当有価証券報告書の提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) グループの事業展開方針について

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを強化すると共に、経営戦略の決定及び戦術実行の迅速化を図ることで企業競争力の強化に努めておりますが、これらの決定及び実行に予想以上の時間を要した場合や、収益への貢献が計画どおり進まなかった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

短期業務支援事業においては、2012年10月１日に施行された労働者派遣法改正法に対応した、「紹介」及び「ＢＰＯ」等を展開しております。また、ミニメイド・サービス㈱の「家事代行サービス」、㈱ヘイフィールドの「不動産業界特化型人材紹介サービス」、㈱インプリグループの「求人検索アプリサービス」を提供しておりますが、これらの事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

営業支援事業においては、通信商材等の営業支援、コールセンター業務などを展開しておりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合、多額の資金投入を要する場合、販売商品の商品力が低下した場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

飲食事業においては、飲食チェーン事業を営んでおりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

警備・その他事業においては、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を展開しておりますが、同事業の事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、当社グループは、既存事業の強化に加えて、新会社の設立や、Ｍ＆Ａ、業務提携等の手法により、新たな事業を開始する可能性がありますが、新規事業には不確定要因が多く、当該新規事業に係る法的規制や当社グループを取り巻く環境の変化等により、当初期待したシナジー効果が得られず、事業収益が見込みどおりに推移しない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、海外企業の買収によって、当社グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク及びカントリーリスクが生じます。これらのリスクが具現化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは事業シナジーが見込まれない関係会社株式及び投資有価証券は売却する方針であります

が、株式保有先の業績悪化による時価又は実質価額の著しい下落などにより、関係会社株式及び投資有価証券並びにのれんに係る減損処理を行うこととなった場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制について

① 法的規制の変更について

当社グループが行う事業に適用される労働者派遣法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）、出入国管理及び難民認定法（入管法）、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）、食品衛生法、風営法、その他の関係法令について、社会情勢の変化などに伴って、施行及び改正ないしは解釈の変更などが実施される場合、その内容によっては、当社グループが行う事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、当社グループが行う事業に適用される各法令の改正ないしは解釈の変更に関して適時に情報を収集し、適切に対処し、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めております。

② 人材紹介事業について

当社グループでは、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け有料職業紹介事業を行っております。許可の有効期間は５年であり、更新が必要となった際に第31条の許可の基準に適合せず非継続となった場合、また第32条に定められた許可の欠格事由に該当した場合や許可の取り消し事由に該当した場合には、許可の取消、事業廃止命令または事業停止命令を受けることがあります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、企業コンプライアンス及びリスクマネジメントの強化を図り法令違反を未然に防止するよう努めておりますが、将来何らかの理由により許可の取消等があった場合には、サービスの提供を継続することができなくなることから、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

③ 派遣事業について

当社グループでは、労働者派遣法に基づき、厚生労働大臣の許可を受け労働者派遣事業を行っております。許可の有効期間は５年であり、更新が必要となった際に第７条の許可の基準に適合せず非継続となった場合、また、関係法令違反や、第６条に定められた許可の欠格事由に該当した場合及び第14条に定められた許可の取り消し事由に該当した場合には、許可の取消、事業廃止命令または事業停止命令を受けることがあります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、企業コンプライアンス及びリスクマネジメントの強化を図り法令違反を未然に防止するよう努めておりますが、将来何らかの理由により許可の取消等があった場合には、サービスの提供を継続することができなくなることから、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

④ アルバイト給与管理代行等各種事務代行事業について

当社グループにおいては、業務委託契約に基づき、当該契約の顧客企業から独立して委託を受けた業務を行っておりますが、委託業務の未完了や報告遅延により損害賠償債務を負う可能性があります。当該リスクが顕在化した際には、事業効率化などの内部努力によるコスト削減などにより吸収するよう取り組む所存でありますが、損害賠償金額によっては、これらの取り組みによって吸収できない場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 請負事業について

当社グループにおいては、請負契約に基づく請負事業者として、当該契約の顧客企業から独立して請け負った業務を完遂しております。その業務の遂行にあたっては、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）その他の関係法令に従っております。

請負事業の特性上、生産性のリスクや不良品発生リスクを負っております。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、当該リスクが顕在化した際には、事業効率化などの内部努力によるコスト削減などに取り組む所存でありますが、これらの取り組みによって影響額を吸収できない場合、当社グループの事業に影響を及ぼす

可能性があります。

⑥ 社会保険料負担について

今後、法改正により社会保険及び雇用保険の適用範囲が拡大された場合や、顧客企業における人材不足が恒常化し、短期的な人材ニーズがより長期化することで、派遣事業及び請負事業が拡大した結果、社会保険被保険者が増加した場合には、社会保険料負担額が増加することとなります。また、取得・喪失手続きの処理対象件数自体が増加し、事務処理費用が増加する可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法令の改正に関して適時に情報を収集し、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めると共に、当該リスクが顕在化した際には、顧客に対する請求金額への転嫁や業務効率化などの内部努力によるコスト削減などに取り組む所存でありますが、これらの取り組みによって費用の増加を吸収できない場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 景気の動向について

当社グループの短期業務支援事業を軸とした事業構成は、構造的な要因により働き手不足が継続する現環境下において、景気動向の影響は受けにくくなってきてはいますが、当社グループの想定を上回る景気の悪化等があった場合、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、定期的に景気動向及び市場動向のモニタリングを行うとともに、エリア及び顧客業種特性に応じた営業戦略の推進、営業力の強化に加えて、生産性の向上による利益率の改善に継続的に取り組むことで、当該リスクの低減化を図ってまいります。

(4) 顧客企業及びスタッフのデータベース管理について

当社グループは、顧客企業のニーズに合った最適任者の迅速なマッチングを行い、スタッフ配置の効率化を図るため、スタッフの勤務態度や職種ごとの経験並びに顧客企業に関する情報などをデータベース化し管理しております。

データベース化した情報は、サーバーの故障などに備えバックアップを行っており、またサーバー自体は万が一のトラブルに陥った場合に備え複数台での冗長化された構成にて運用しておりますが、地震などの災害、サイバー攻撃、人為的なミスやその他の原因によりサーバーが同時に停止するなどのトラブルが発生し、システムが停止する事態に陥った場合、業務に支障をきたす結果となり、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、今後とも必要に応じて情報化投資を進め、コストやサービス面での差別化を図っていく計画でありますが、これらの投資が必ずしも今後の売上増加に結びつくとは限らず、投資効率が悪化する可能性があります。

また、個人情報を含むデータの管理につきましては、明確な取扱基準を定めるとともに、システムに対するアクセス権限の厳格化や内部監査の強化などを通じて、個人情報への不正アクセス、または個人情報の紛失、改ざん、漏洩等の予防に努めておりますが、何らかの原因により情報が漏洩する事態が発生した場合、当社グループに対する社会的信用が失墜し、売上高の減少や損害賠償の請求などをもたらす結果となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) スタッフに係る業務上の災害及び取引上のトラブルについて

① 人材紹介事業について

求人に応募したスタッフの選定において、当社の過失により顧客先企業の求人条件を逸脱したスタッフを選定し、紹介した場合に、顧客先企業より契約違反により訴訟の提起またはその他の請求を受ける可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法務担当者を配して法的危機管理に対処する体制を整えておりますが、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

② 派遣事業について

スタッフが派遣先での業務遂行に際して、または派遣先での業務に起因して、死亡、負傷した場合、または疾病にかかった場合には、労働基準法及び労働者災害補償保険法その他の関係法令上、使用者である当社グループ

に災害補償義務が課せられます（なお、顧客企業にあたる派遣先事業主には、労働安全衛生法上の使用者責任があり、スタッフに対して民事上の安全配慮義務があります。）。

当社グループでは、当該リスクへの対応策として、スタッフに対する安全衛生教育を徹底するとともに、怪我や病気を未然に防ぐため、作業に関する注意事項の掲示及び配布を実施することで、安全に対するスタッフの意識向上を促しております。また、労働者保護の観点から、労災上積保険として、事業総合賠償責任保険などに加入しておりますが、これらの保険がカバーする範囲を超える災害が万が一発生した場合、労働契約上の安全配慮義務違反や不法行為責任などを理由に、当社グループが損害賠償責務を負う可能性があります。

また、スタッフによる派遣先での業務遂行に際して、スタッフの過失による事故や顧客企業との契約違反またはスタッフの不法行為により訴訟の提起またはその他の請求を受ける可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、法務担当者を配して法的危機管理に対処する体制を整えておりますが、訴訟の内容及び金額によっては当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 従業員確保と定着について

当社グループでは、従業員の定着を図るため、従業員研修の充実化や、従業員のモチベーションを向上させるための施策などに取り組んでおりますが、今後、当社グループの人材が必要以上に流出するような場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替リスクについて

当社グループでは、海外事業者との営業取引や海外関係会社からの受取配当金の受取等の外貨建て取引において、現地通貨により取引を行っているため、日本円に換算する際の為替変動リスクを負っています。また、海外関係会社の財務諸表は原則として現地通貨で作成後、連結財務諸表作成のため円換算されております。したがって、決算時の為替レートにより、現地通貨における価値が変わらなかったとしても、円換算後の価値が当社グループの経営成績及び財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、為替動向を考慮しながら、必要に応じて為替予約等によるリスクの軽減化を図っております。

(8) 会計制度、税制等の変更について

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入、変更により、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、会計基準や税制の新たな導入、変更に関して適時に情報を収集することで、当社グループの経営成績、財政状態に与える影響を早期に把握するよう努めております。

(9) 大規模な自然災害及び感染症について

当社グループは有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を上回る規模で発生した場合、また、感染症等が想定を大きく上回る規模で発生及び流行した場合、当社グループ又は当社グループの取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。当社グループでは、当該リスクへの対応策として、BCP（事業継続計画）を策定し、適宜見直しを図ることで、有事の際でも重要な事業を継続または早期復旧ができるよう準備しております。

(10) 気候変動について

気候変動に起因する自然災害の激甚化により、事業所やサプライチェーンが被災した場合には、事業活動の停止による機会損失等により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。また、気候変動対策への取組みに関する社会的要請が高まる中、当該取組みが不十分であった場合やステークホルダーからの理解が十分に得られなかった場合には、社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。加えて、気候変動対策に関連する新たな法令や規制の導入がなされた場合には、対応費用の増加により、当社グループの経営成績、財政状態に影響を与える可能性がございます。

当社グループとしては、「気候関連財務情報開示タスクフォース（ＴＣＦＤ）」提言に基づき、気候変動に係るリスクと機会の事業への影響について、継続的に分析を行い、積極的な情報開示に努めてまいります。

４ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用関連会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費は一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きがみられること、企業収益及び企業の業況判断は改善していること、設備投資は持ち直しの動きが続いていること等、景気は緩やかに回復しております。景気の先行きに関しましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、欧米における高い金利水準の継続や中国経済における不動産市場の停滞の継続に伴う影響等、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっていることに加えて、物価の上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等による影響に十分注意する必要があること等から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率及び新規求人倍率が横ばい圏内でありながらも高水準で推移していること、就業率の改善が続いていること等、雇用情勢は改善の動きが見られます。また、人手不足感が引き続き高い水準となっております。先行きに関しましては、改善の動きが続くことが期待されます。

このような環境のもと、当社グループでは、当連結会計年度において、「アフターコロナにおけるリオープニング需要及び労働力人口減少下における人手不足需要に今まで以上に対応するための事業基盤の一層の強化を図る並びに異業種の参入も確実視されるスポットワーク市場において、競争激化が見込まれる事業環境への対応を図る」を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「紹介」、「ＢＰＯ」を中心にフルキャストグループ全体の収益を伸長させることを主眼とした営業活動を行ってまいりました。加えて、継続してグループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることで、利益の最大化を図りつつ、更なる事業拡大に取り組んでまいりました。

a.経営成績

連結売上高は、飲食事業の損益を取り込んだこと及びコロナ禍からの脱却による経済社会活動の活性化に伴う顧客需要の拡大を取り込むことで、短期業務支援事業の主力サービスである「紹介」を伸ばせたものの、コロナ禍特需及びマイナンバー関連特需が想定通りに剥落したこと、中間連結会計期間より㈱ＢＯＤを連結の範囲から除外したこと等により68,556百万円（前期比0.6％減）となりました。

利益面では、減収したことに加え、戦略的投資に係る費用（1,550百万円）を計上したこと等により、連結営業利益は7,133百万円（前期比17.6％減）、連結経常利益は7,312百万円（前期比15.8％減）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、中間連結会計期間において、連結子会社である㈱ＢＯＤ株式を譲渡したことに伴う子会社株式売却益1,295百万円を特別利益に計上したこと等により5,493百万円（前期比6.7％減）となりました。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の１つとして位置付けております。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るＲＯＥを実現することであるという考えのもと、ＲＯＥを「企業価値向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営の実践に取り組んでおります。なお、当社グループは、ＲＯＥ20％以上を目標指標としております。

当連結会計年度末時点におけるＲＯＥは20.3％となり、前連結会計年度末時点の24.0％に比べ3.6ポイント低下したものの、20％以上を維持しております。

当社グループは、2024年３月29日付で当社の連結子会社であった㈱ＢＯＤの全株式を譲渡したことに伴い、同社と同社の子会社である㈱ＨＲマネジメント、㈱プログレス及び㈱ＢＰＣの損益を３か月分取り込んでおります。

また、当社グループは、2024年９月１日付で、㈱インプリを存続会社、Ａｐｐ　Ｘ㈱を消滅会社とする吸収合併を行っております。加えて、2024年９月30日付で㈱エフプレインの株式を追加取得し、同社及びその子会社を完全子会社としております。さらに、2024年10月９日付で新たに設立したグロービート・インターナショナル㈱を連結の範囲に含めております。そして、2024年11月29日付でGLOBEAT EUROPE GmbHの株式を取得し、連結子会社としております。

加えて、当連結会計年度より、「飲食事業」セグメントに属するグロービート・ジャパン㈱の決算期を変更して

おります。この決算期変更に伴い、2024年12月期は、「飲食事業」セグメントの損益を2023年12月１日から2024年12月31日までの13ヶ月分取り込んでおります。

事業別の状況

セグメント別の業績は次のとおりです。

i）短期業務支援事業

コロナ禍からの脱却による経済社会活動の活性化に伴う顧客需要の拡大を取り込むことで、短期業務支援事業における主力サービスである「紹介」を伸ばせたものの、コロナ禍特需及びマイナンバー関連特需が想定通りに剥落したこと、中間連結会計期間より㈱ＢＯＤを連結の範囲から除外したこと等により、短期業務支援事業の売上高は55,228百万円（前期比6.4％減）となりました。

利益面では、減収したことを主因とし、加えて、戦略的投資に係る費用（550百万円）を計上したこと等により、セグメント利益（営業利益）は8,324百万円（前期比10.7％減）となりました。

ⅱ）営業支援事業

期を通じて、主たる事業内容であるインターネット回線販売事業において、代理店網を活用した通信商材の販売が好調であったこと等に伴い、営業支援事業の売上高は3,321百万円（前期比6.8％増）となりました。

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は222百万円（前期比64.9％増）となりました。

ⅲ）飲食事業

前期実績が８か月分を取り込んでいるのに対し、今期は通期で13か月分を取り込んでいることに加えて、国内事業における積極的な店舗リニューアル及び各種メニュー改定（アルコール・飲料含む）等により、飲食事業の売上高は7,640百万円（前期比70.7％増）となりました。

利益面では、増収したこと及び販管費の削減効果により、セグメント利益（営業利益）は547百万円（前期比191.8％増）となりました。

なお、前中間連結会計期間より「飲食事業」セグメントを新設しております。

ⅳ）警備・その他事業

主として、常駐警備案件を獲得できた一方で、コロナ関連業務に係る臨時警備案件が剥落したことで、警備・その他事業の売上高は2,367百万円（前期比0.1％減）となりました。

利益面では、減収したこと及び前期は比較的高粗利なコロナ関連業務に係る臨時警備案件を獲得できていたこと等を主因として、セグメント利益（営業利益）は196百万円（前期比14.4％減）となりました。

b.財政状態

i）流動性

資産の部では、流動資産が前連結会計年度末に比べ2,619百万円増加し27,468百万円となりました。これは主に、受取手形及び売掛金が759百万円減少し7,657百万円となったことに対し、現金及び預金が3,063百万円増加し17,531百万円となったこと及び未収入金が165百万円増加し1,744百万円となったことを主因として、流動資産におけるその他が286百万円増加し2,230百万円となったこと等によるものです。

負債の部では、流動負債が前連結会計年度末に比べて398百万円増加し10,191百万円となりました。これは主に、未払消費税等が354百万円減少し1,007百万円となったこと、未払費用が204百万円減少し1,672百万円となったこと及び賞与引当金が151百万円減少し26百万円となったことに対し、未払法人税等が665百万円増加し1,915百万円となったこと及び預り金が494百万円増加し1,702百万円となったことを主因として、流動負債におけるその他が484百万円増加し2,326百万円となったこと等によるものです。

以上の結果、当連結会計年度末の運転資本（流動資産－流動負債）は前連結会計年度末に比べ2,221百万円増加し17,277百万円、流動比率（流動資産÷流動負債×100）は前連結会計年度末の253.8％から269.5％となりました。

ⅱ）資本的支出

当連結会計年度において実施した設備投資額は、前期比381百万円増加し680百万円となりました。その主な内訳は、電子機器の購入及び飲食事業における店舗の新規出店・移転等に伴う有形固定資産の取得で286百万円、社内利用目的の各種ソフトウエア等の購入に伴う無形固定資産の取得で394百万円であります。

2025年12月期の重要な設備投資につきましては、特に予定はございません。

ⅲ）有利子負債

当連結会計年度末の有利子負債の総額は前連結会計年度末同様、1,000百万円となりました。

ⅳ）純資産

当連結会計年度末の純資産は前連結会計年度末に比べて2,084百万円増加し28,869百万円となりました。これは主に、当連結会計年度において剰余金の配当2,218百万円を実施した一方で、5,493百万円の親会社株主に帰属する当期純利益を計上したこと等により、利益剰余金が3,269百万円増加したことによるものです。

以上の結果、デット・エクイティ・レシオ（有利子負債÷自己資本(注)×100）は前期末の3.9％から3.5％、自己資本比率（自己資本÷総資産×100）は前期末の65.2％から69.0％となりました。

（注）　自己資本＝純資産の部の合計－新株予約権－非支配株主持分

ⅴ）利益配分に関する基本方針

当社は、総還元性向50％を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50％を目標とした株主還元を実施することにより、ＲＯＥ20％以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

当期の配当につきましては、総還元性向50％の考えに基づき、前期比１円増配、配当予想同額となる１株当たり62円の配当を通期で実施し、期末では１株につき31円の配当（配当予想同額）及び株式の取得価額の総額564百万円を上限に自己株式の取得を実施しました。その結果、2024年12月期の総還元性向は50％以上となります。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」と言います。）は、前連結会計年度末に比べて3,063百万円増加し（前期は6,158百万円の減少）、当連結会計年度末現在の残高は17,531百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益が8,629百万円であったことに対し、法人税等の支払額が2,409百万円、子会社株式売却益が1,295百万円であった一方で、法人税等の還付額が550百万円であったこと等により、営業活動により得られた資金は5,758百万円（前期は得られた資金が5,163百万円）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

無形固定資産の取得による支出が394百万円、有形固定資産の取得による支出が286百万円、投資有価証券の取得による支出が255百万円であったことに対し、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入が999百万円であったこと等により、投資活動により得られた資金は175百万円（前期は使用した資金が6,366百万円）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

配当金の支払額が2,217百万円、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出が644百万円であった

こと等により、財務活動により使用した資金は2,870百万円（前期は使用した資金が4,954百万円）となりました。

③生産、受注及び販売の状況

a. 生産及び受注実績

当社グループは主として生産活動を行っておらず、また短期業務支援事業は、受注から売上計上までの期間が極めて短いため、受注規模を金額で示すことはしておりません。

b. 販売実績

セグメントの名称	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日） （百万円）	前年同期比（%）
短期業務支援事業	55,228	△6.42%
営業支援事業	3,321	6.77%
飲食事業	7,640	70.72%
警備・その他事業	2,367	△0.09%
合計	68,556	△0.61%

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の採用や、資産・負債及び収益・費用の計上及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り項目特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。

また、当社グループの連結財務諸表の作成に採用した重要な会計上の見積りは、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項　（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

i）売上高

連結売上高は、飲食事業の損益を取り込んだこと及びコロナ禍からの脱却による経済社会活動の活性化に伴う顧客需要の拡大を取り込むことで、短期業務支援事業の主力サービスである「紹介」を伸ばせたものの、コロナ禍特需及びマイナンバー関連特需が想定通りに剥落したこと、中間連結会計期間より㈱ＢＯＤを連結の範囲から除外したこと等により68,556百万円（前期比0.6%減）となりました。これをセグメント別に見ますと次のとおりです。

・短期業務支援事業

コロナ禍からの脱却による経済社会活動の活性化に伴う顧客需要の拡大を取り込むことで、短期業務支援事業における主力サービスである「紹介」を伸ばせたものの、コロナ禍特需及びマイナンバー関連特需が想定通りに剥落したこと、中間連結会計期間より㈱ＢＯＤを連結の範囲から除外したこと等により、短期業務支援事業の売上高は55,228百万円（前期比6.4%減）となりました。

・営業支援事業

期を通じて、主たる事業内容であるインターネット回線販売事業において、代理店網を活用した通信商材の販売が好調であったこと等に伴い、営業支援事業の売上高は3,321百万円（前期比6.8％増）となりました。

・飲食事業

前期実績が８か月分を取り込んでいるのに対し、今期は通期で13か月分を取り込んでいることに加えて、国内事業における積極的な店舗リニューアル及び各種メニュー改定（アルコール・飲料含む）等により、飲食事業の売上高は7,640百万円（前期比70.7％増）となりました。

・警備・その他事業

主として、常駐警備案件を獲得できた一方で、コロナ関連業務に係る臨時警備案件が剥落したことで、警備・その他事業の売上高は2,367百万円（前期比0.1％減）となりました。

ⅱ）営業費用及び営業利益

売上原価は前連結会計年度に比べ1,922百万円減少し44,039百万円（前期比4.2％減）となり、売上原価率については66.6％から64.2％と、2.4ポイント減少しました。販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べて3,029百万円増加し17,384百万円（前期比21.1％増）となり、その売上高に対する比率は前連結会計年度の20.8％から4.5ポイント増加し25.4％となりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べ1,525百万円減少し7,133百万円（前期比17.6％減）となりました。これをセグメント別に見ますと次のとおりです。

・短期業務支援事業

利益面では、減収したことを主因とし、加えて、戦略的投資に係る費用（550百万円）を計上したこと等により、セグメント利益（営業利益）は8,324百万円（前期比10.7％減）となりました。

・営業支援事業

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は222百万円（前期比64.9％増）となりました。

・飲食事業

利益面では、増収したこと及び販管費の削減効果により、セグメント利益（営業利益）は547百万円（前期比191.8％増）となりました。

・警備事業・その他事業

利益面では、減収したこと及び前期は比較的高粗利なコロナ関連業務に係る臨時警備案件を獲得できていたこと等を主因として、セグメント利益（営業利益）は196百万円（前期比14.4％減）となりました。

ⅲ）営業外損益及び経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の27百万円の収益(純額)から179百万円の収益(純額)となりました。経常利益は、営業利益が減益したことにより、前連結会計年度に比べて1,374百万円減少し、7,312百万円(前期比15.8％減)となりました。

ⅳ）特別利益及び特別損失並びに税金等調整前当期純利益

特別利益から特別損失を控除した純額は、1,317万円の収益となりました。結果、税金等調整前当期純利益は8,629百万円(前期比4.9％減)となりました。

ⅴ）法人税等及び当期純利益

税効果会計適用後の法人税等は前連結会計年度に比べ38百万円増加し3,088百万円となり、当期純利益は5,541百万円(前期比8.0％減)となりました。

ⅵ）親会社株主に帰属する当期純利益

非支配株主に帰属する当期純利益は48百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ397百万円減少し5,493百万円（前期比6.7％減）となりました。１株当たり当期純利益は155円99銭（前連結会計年度は164円86銭）となりました。

b.経営成績に影響を与える大きな要因

当社グループの経営成績に影響を与える大きな要因は「第２　事業の状況　３　事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c.資本の財源及び資金の流動性

ⅰ）資金需要

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、事業活動の維持・拡大を図っていくために必要となる運転資金、営業拠点の新規出店・移転に伴う費用及びシステム投資費用等の設備投資資金があるほか、Ｍ＆Ａ等の一時的な資金需要があります。

ⅱ）資本の財源及び資金の流動性

当社グループでは、事業活動を維持するための適切な資金の確保と、適正水準の流動性の維持及び健全な財政状態の維持を財務の基本方針としつつ、多様な資金調達手段の確保に努めております。

当社グループが事業活動の維持・拡大を図っていくために必要となる運転資金や設備投資資金の調達は、営業活動から得られるキャッシュ・フローと金融機関からの借り入れにより十分可能であると考えております。

なお、当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため、取引先銀行４行と総額16,100百万円を限度とした当座貸越契約を締結しております。

有利子負債の状況については、「第２　事業の状況　４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の概要　①財政状態及び経営成績の状況　b.財政状態　ⅲ）有利子負債」に記載のとおりであります。

当社グループの資金調達、資金運用等に関する取り組み方針につきましては、「第５　経理の状況　１　連結財務諸表等　（１）連結財務諸表　注記事項（金融商品関係）」に記載のとおりであります。

d.経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の１つとして位置付けております。

当社グループは、「企業価値の向上」を示す目標指標をＲＯＥ20％以上にすると共に、財務の健全性を確保しつつ必要な成長投資を行うための適切な負債水準を維持するためデットエクイティレシオ1.0倍を上限とする方針とし、資本効率を重視した経営を実践すると共に、財務の健全性を確保しながら収益性、成長性のバランスを重視し、企業価値の最大化を図ってまいります。加えて、当社は、総還元性向50％を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標　：　ＲＯＥ20％以上

「株主還元」に係る指標　：　総還元性向50％

「資本政策の基本方針」を支える指標　：　ＤＥレシオ上限1.0倍

以上の指標を達成することにより、「持続的な企業価値向上」を実現いたします。

5　【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6　【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資額は680百万円であり、その主な内訳は、電子機器の購入及び飲食事業における店舗の新規出店・移転等に伴う有形固定資産の取得で286百万円、社内利用目的の各種ソフトウエア等の購入に伴う無形固定資産の取得で394百万円であります。

２ 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(2024年12月31日現在)

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数(名)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	その他	合計	
株式会社フルキャストホールディングス	本社(東京都品川区)	全社(共通)	事務所	6	60	591	657	101〔130〕

(注) １．帳簿価額のうち「その他」は、ソフトウエア等の合計であります。
２．従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
３．上記の他、連結会社以外の者から賃借している資産としては以下のものがあります(金額は年間賃貸料で、駐車場を除く)。

(2024年12月31日現在)

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
本社(東京都品川区)	全社(共通)	賃借建物	126
従業員社宅	全社(共通)	賃借建物	5
合計	―	―	131

(2) 国内子会社

(2024年12月31日現在)

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(名)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品	土地(面積㎡)	その他	合計	
株式会社フルキャスト	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	95	35	―	0	130	508〔644〕
株式会社トップスポット	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	18	5	―	11	33	65〔52〕
株式会社フルキャストアドバンス	本社(東京都品川区)	警備・その他事業 短期業務支援事業	事務所営業設備	7	3	―	0	10	77〔44〕
株式会社フルキャストビジネスサポート	本社(東京都品川区)	全社(共通)	事務所営業設備	1	4	―	0	5	35〔22〕
株式会社おてつだいネットワークス	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	―	0	―	4	4	2〔2〕
株式会社ワークアンドスマイル	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	1	0	―	―	1	5〔5〕
株式会社フルキャストシニアワークス	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	0	0	―	0	1	6〔4〕
株式会社フルキャストポーター	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	0	0	―	―	0	6〔―〕
株式会社エフプレイン	本社(東京都港区)	営業支援事業	事務所営業設備	2	2	―	10	14	56〔72〕
株式会社フルキャストグローバル	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	0	0	―	―	0	4〔3〕
ミニメイド・サービス株式会社	本社(東京都渋谷区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	41	2	184 (276.84)	17	244	61〔866〕
株式会社Fullcast International	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	0	0	―	―	0	4〔―〕
株式会社ヘイフィールド	本社(東京都品川区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	6	―	―	―	6	61〔―〕
グロービート・ジャパン株式会社	本社(東京都杉並区)	飲食事業	事務所営業設備	522	68	961 (2,925.55)	9	1,561	182〔798〕
株式会社インプリ	本社(東京都新宿区)	短期業務支援事業	事務所営業設備	4	1	―	43	47	5〔―〕

(注) 1．帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具及びソフトウエアであります。
2．従業員は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

３．上記の他、連結会社以外の者から賃借している資産としては以下のものがあります(金額は年間賃貸料で、駐車場を除く)。

(2024年12月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
株式会社フルキャスト	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	374
	従業員社宅		賃借建物	84
株式会社トップスポット	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	41
	従業員社宅		賃借建物	7
株式会社フルキャストアドバンス	本社・各支店 (東京都品川区　他)	警備・その他事業 短期業務支援事業	賃借建物	38
	従業員社宅		賃借建物	3
株式会社フルキャストビジネスサポート	本社・各支店 (東京都品川区　他)	全社(共通)	賃借建物	2
株式会社ワークアンドスマイル	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	3
	従業員社宅		賃借建物	0
株式会社フルキャストシニアワークス	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	5
株式会社フルキャストポーター	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	4
株式会社エフプレイン	本社・各支店 (東京都港区　他)	営業支援事業	賃借建物	27
	従業員社宅		賃借建物	1
株式会社フルキャストグローバル	本社・各支店 (東京都品川区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	4
	従業員社宅		賃借建物	1
ミニメイド・サービス株式会社	本社・各支店 (東京都渋谷区　他)	短期業務支援事業	賃借建物	12
	従業員社宅		賃借建物	2
株式会社ヘイフィールド	本社 (東京都品川区)	短期業務支援事業	賃借建物	31
グロービート・ジャパン株式会社	本社・各支店 (東京都杉並区　他)	飲食事業	賃借建物	841
	従業員社宅		賃借建物	0
株式会社インプリ	本社 (東京都新宿区)	短期業務支援事業	賃借建物	9
株式会社リリースベース	本社 (東京都新宿区)	短期業務支援事業	賃借建物	0

3　【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年３月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,486,400	35,215,449	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	37,486,400	35,215,449	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

株式会社フルキャストホールディングス第１－１回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2017年３月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く)４名 当社完全子会社取締役８名 当社完全子会社監査役２名
新株予約権の数（個） ※	1,241［1,212］（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 124,100［121,200］（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1（注）2
新株予約権の行使期間 ※	2021年４月11日～2051年４月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 785.50 資本組入額 （注）3
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年２月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案

が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
   (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。
   (2) 当社完全子会社の取締役または監査役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記(1)の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役または監査役の地位を有していることを要する。
   (3) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

   (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
   新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
   (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
   再編成対象会社の普通株式とする。
   (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
   組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
   (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
   交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
   (5) 新株予約権を行使することができる期間
   新株予約権の行使期間に定める新株予約権の権利行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発

生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株式会社フルキャストホールディングス第２－１回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2022年３月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員である取締役を除く)４名 当社子会社取締役13名
新株予約権の数（個）　※	587（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　58,700（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1（注）2
新株予約権の行使期間　※	2025年４月12日～2075年４月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1,631.35 資本組入額　（注）3
新株予約権の行使の条件　※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）5

※　当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2025年２月28日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

   (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。

   (2) 当社子会社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記(1)の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。

   (3) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。

   (4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。

   (5) １個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

   (6) その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

   (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
   新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

   (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
   再編成対象会社の普通株式とする。

   (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
   組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

   (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
   交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を

受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（注）3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

株式会社フルキャストホールディングス第２－２回株式報酬型新株予約権	
決議年月日	2022年３月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社及び当社子会社従業員56名
新株予約権の数（個）　※	452（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　45,200（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1（注）2
新株予約権の行使期間　※	2025年４月12日～2075年４月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1,631.35 資本組入額　（注）3
新株予約権の行使の条件　※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項　※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）5

※　当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2025年２月28日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1．新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案

が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
   (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
   (2) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
   (3) 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
   (4) １個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

   (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
   新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
   (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
   再編成対象会社の普通株式とする。
   (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
   組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
   (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
   交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。
   (5) 新株予約権を行使することができる期間
   新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使す

ることができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3．に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件
以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2021年２月16日（注）	△1,000,000	37,486,400	—	2,780	—	—

（注） 2025年２月14日開催の取締役会決議に基づき、2025年２月21日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が2,270,951株減少しております。

(5)【所有者別状況】

（2024年12月31日現在）

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	11	19	54	141	32	5,097	5,354	—
所有株式数（単元）	—	40,135	8,395	195,797	73,759	207	56,348	374,641	22,300
所有株式数の割合（%）	—	10.712	2.240	52.262	19.687	0.055	15.040	100.00	—

（注） １．自己株式2,272,851株は、「個人その他」に22,728単元、「単元未満株式の状況」に51株含まれております。
２．「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(2024年12月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヒラノ・アソシエイツ	東京都渋谷区道玄坂１－15－３	13,140,700	37.32
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋１－４－10	2,735,800	7.77
株式会社ＵＨ　Ｐａｒｔｎｅｒｓ　２	東京都豊島区南池袋２－９－９	2,554,400	7.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１－８－１	2,355,800	6.69
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－12	985,700	2.80
ＳＴＡＴＥ ＳＴＲＥＥＴ ＢＡＮＫ ＡＮＤ ＴＲＵＳＴ ＣＯＭＰＡＮＹ ５０５０４４ （常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ＯＮＥ ＣＯＮＧＲＥＳＳ ＳＴＲＥＥＴ, ＳＵＩＴＥ １, ＢＯＳＴＯＮ, ＭＡＳＳＡＣＨＵＳＥＴＴＳ （東京都港区港南２－15－１）	802,930	2.28
株式会社エスアイエル	東京都豊島区南池袋２－９－９	801,100	2.27
ＩＮＴＥＲＡＣＴＩＶＥ ＢＲＯＫＥＲＳ ＬＬＣ （常任代理人　インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社）	ＯＮＥ ＰＩＣＫＷＩＣＫ ＰＬＡＺＡ ＧＲＥＥＮＷＩＣＨ, ＣＯＮＮＥＣＴＩＣＵＴ ０６８３０ ＵＳＡ （東京都千代田区霞が関３－２－５）	498,200	1.41
ＴＨＥ ＮＯＭＵＲＡ ＴＲＵＳＴ ＡＮＤ ＢＡＮＫＩＮＧ ＣＯ., ＬＴＤ. ＡＳ ＴＨＥ ＴＲＵＳＴＥＥ ＯＦ ＲＥＰＵＲＣＨＡＳＥ ＡＧＲＥＥＭＥＮＴ ＭＯＴＨＥＲ ＦＵＮＤ （常任代理人　シティバンク、エヌ・エイ東京支店）	東京都千代田区大手町２－２－２ （東京都新宿区新宿６－27－30）	397,300	1.13
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ （常任代理人　モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	２５ ＣＡＢＯＴ ＳＱＵＡＲＥ, ＣＡＮＡＲＹ ＷＨＡＲＦ, ＬＯＮＤＯＮ Ｅ１４ ４ＱＡ, Ｕ. Ｋ. （東京都千代田区大手町１－９－７）	362,181	1.03
計	―	24,634,111	69.96

(注)　上記の他、当社所有の自己株式2,272,851株があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2024年12月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,272,800	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,191,300	351,913	―
単元未満株式	普通株式 22,300	―	―
発行済株式総数	37,486,400	―	―
総株主の議決権	―	351,913	―

(注)　上記「完全議決権株式（その他）」には証券保管振替機構名義の株式が1,000株（議決権10個）含まれておりま

す。

② 【自己株式等】

(2024年12月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
㈱フルキャストホールディングス	東京都品川区西五反田八丁目９番５号	2,272,800	—	2,272,800	6.06
計	—	2,272,800	—	2,272,800	6.06

２ 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第３号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（2025年２月14日）での決議状況 （取得期間2025年２月17日～2025年３月24日）	500,000	564,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合（%）	—	—
当期間における取得自己株式	351,900	563,941,100
提出日現在の未行使割合（%）	29.6	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	2,270,951	4,632,740,040
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（新株予約権の権利行使）	4,200	8,568,000	2,900	5,916,000
保有自己株式数	2,272,851	—	350,900	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2025年３月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式及び新株予約権の権利行使による株式は含めておりません。

３ 【配当政策】

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の充実化を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、ＲＯＥ20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指

してまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。

当期の配当につきましては、総還元性向50％の考えに基づき、前期比１円増配、配当予想同額となる１株当たり62円の配当を通期で実施し、期末では１株につき31円の配当（配当予想同額）及び株式の取得価額の総額564百万円を上限に自己株式の取得を実施することを2025年２月14日開催の取締役会で決議しております。その結果、2024年12月期の総還元性向は50.0％以上となります。

内部留保につきましては、今後の事業展開への備えとシステムの整備及び社員教育といった社内体制の充実等に充当することにより、継続的な成長を実現するための事業基盤整備に努める予定であります。

なお、当社は会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （百万円）	１株当たり配当額 （円）
2024年８月９日 取締役会決議	1,092	31
2025年２月14日 取締役会決議	1,092	31

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

A. 企業統治の体制の概要

会社の機関の概要は以下の通りです。

a）取締役会

取締役会は、３分の１以上の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としており、取締役８名のうち４名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。

2025年３月28日現在、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名及び監査等委員である取締役３名（うち社外取締役３名）の計８名（男性７名、女性１名）、社外取締役は４名で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

なお、取締役会は代表取締役社長ＣＥＯ 平野岳史を議長とし、代表取締役副社長 坂巻一樹、取締役 石川敬啓、取締役 貝塚志朗、取締役 大木優紀、監査等委員 佐々木孝二、監査等委員 上杉昌隆、監査等委員 戸谷英之の８名で構成されております。

2024年12月期は、取締役会を12回開催しました。全取締役が全ての取締役会に出席しております。また、主な検討事項は、決算及び業績予想、株主還元及び資本政策、Ｍ＆Ａ及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価等を含む）、関連当事者取引等です。

b）監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員であり、独立性のある社外取締役３名（男性３名、女性０名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議または決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図ることとしております。

なお、監査等委員会は、委員長 佐々木孝二を議長とし、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之の３名で構成されております。

c）指名委員会

指名委員会は、独立性のある社外取締役４名及び代表取締役社長ＣＥＯの計５名（男性４名、女性１名）で構成されており、指名委員会は取締役の指名に関する事項等の審議、取締役会への答申を行います。

なお、指名委員会は、委員長 平野岳史を議長とし、委員 佐々木孝二、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之、委員 大木優紀の５名で構成されております。

d）報酬委員会

報酬委員会は、独立性のある社外取締役４名及び代表取締役社長ＣＥＯの計５名（男性４名、女性１名）で構成されており、報酬委員会は取締役の報酬に関する事項等の審議、取締役会への答申を行います。

なお、報酬委員会は、委員長 平野岳史を議長とし、委員 佐々木孝二、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之、委員 大木優紀の５名で構成されております。

e）法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

f）会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwC Japan有限責任監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

B. 取締役会等の活動状況

a）取締役会

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	取締役会出席回数
代表取締役社長ＣＥＯ	平野 岳史	12回/12回
代表取締役副社長	坂巻 一樹	12回/12回
取締役	石川 敬啓	12回/12回
取締役	貝塚 志朗	12回/12回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	12回/12回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	12回/12回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	12回/12回

取締役会における具体的な検討内容は、決算及び業績予想、株主還元及び資本政策、Ｍ＆Ａ及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価等を含む）、関連当事者取引等です。

b） 監査等委員会

当事業年度において当社は監査等委員会を11回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員会出席回数
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	11回/11回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画、内部統制・コンプライアンス、会計監査人の選解任や報酬、取締役の利益相反取引承認や監査報告に関する事項等です。

c）指名委員会

当事業年度において当社は指名委員会を３回開催しております。個々の指名委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	指名委員会出席回数
代表取締役社長ＣＥＯ	平野 岳史	-回/-回
代表取締役副社長	坂巻 一樹	３回/３回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	３回/３回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	３回/３回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	３回/３回

(注)平野岳史氏は、2024年12月20日付の代表取締役の異動に伴い、指名委員会の構成員となっております。

指名委員会における具体的な検討内容は、取締役の指名に関する事項等です。

d）報酬委員会

当事業年度において当社は報酬委員会を２回開催しております。個々の報酬委員の出席状況については次のと

おりであります。

区分	氏名	報酬委員会出席回数
代表取締役社長ＣＥＯ	平野 岳史	-回/-回
代表取締役副社長	坂巻 一樹	２回/２回
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木 孝二	２回/２回
社外取締役（監査等委員）	上杉 昌隆	２回/２回
社外取締役（監査等委員）	戸谷 英之	２回/２回

(注)平野岳史氏は、2024年12月20日付の代表取締役の異動に伴い、報酬委員会の構成員となっております。

報酬委員会における具体的な検討内容は、取締役の報酬に関する事項等です。

〈当社のコーポレート・ガバナンスの体制の模式図〉

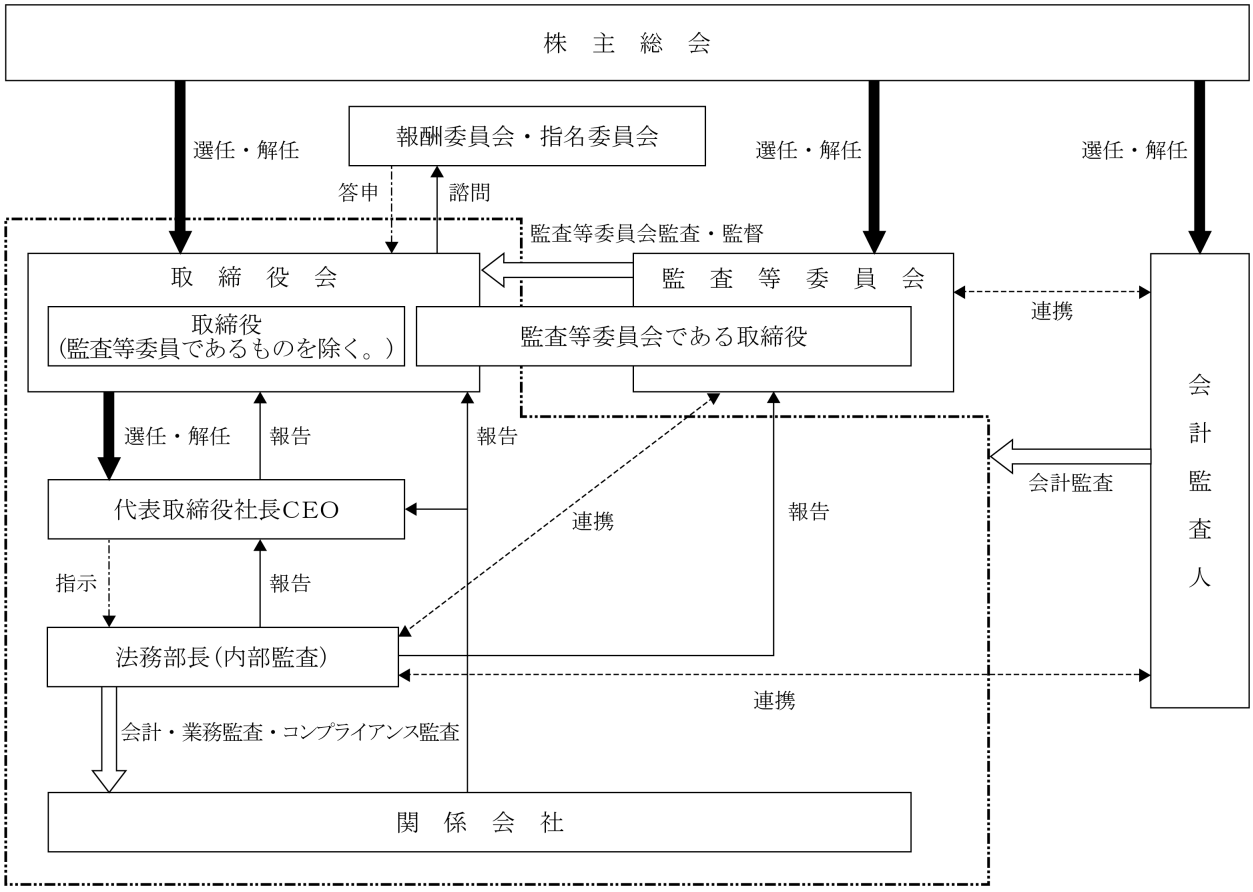

B. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、2016年３月25日開催の第23期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社は、2025年３月28日現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）５名、監査等委員である取締役３名の計８名、社外取締役は４名による取締役会を構成する取締役会設置会社、監査等委員である取締役３名による監査等委員会を構成する監査等委員会設置会社であります。

前述のコーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的を実現するため、取締役８名のうち４名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。

監査等委員である取締役につきましては、３名全員を独立社外取締役(うち１名は常勤監査等委員)とすることで取締役の業務執行に対し有効かつ適切な監視を行い、客観性と中立性を確保した体制を整えております。

これらの体制により十分にコーポレート・ガバナンスが機能していると考えております。

③企業統治に関するその他の事項等

A. 内部統制システム

a）取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、「リスク管理体制」という。）を確保するため、次の措置をとる。

イ. 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。

ロ. チーフエグゼクティブオフィサー（以下、「ＣＥＯ」という。）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取締役会に報告する。
また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

b）取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（a)に記載の「リスク管理体制」と同義）を確保するため、次の措置をとる。

イ. リスク管理最高責任者をＣＥＯとし、リスク管理実務責任者として法務部長を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、法務部長がＣＥＯの指示のもと、以下ロ.からト.の実務を統括する。

ロ. 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。

ハ. リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

ニ. 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。

ホ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

ヘ. 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。

ト. 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

c）情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。

イ. 法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

ロ. 法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。

（ⅰ）株主総会議事録
（ⅱ）取締役会議事録
（ⅲ）計算書類
（ⅳ）その他取締役会が決定する書類

ハ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記ロ.における文書等を閲覧できる。

d）当社及び当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。

イ. 取締役は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。

ロ. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

e）企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

イ. 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。

ロ. グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、法務部長に報告し、法務部長はＣＥＯに報告する。法務部長はＣＥＯの指示のもと、報

告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、ＣＥＯは取締役会に、法務部長は監査等委員会に報告する。

ハ. 法務部長は、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

f）監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

イ. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。

ロ. 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。

ハ. 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。

ニ. 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を法務部長または常勤監査等委員に報告する体制を整備する。

ホ. 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

ヘ. 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。

ト. 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。

チ. 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

g）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

イ. 当社及び当社グループは、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。

ロ. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。

ハ. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。

ニ. 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

B. 責任限定契約の概要

当社と監査等委員である社外取締役は会社法第427条第１項に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

C. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに，有用な人材を迎えることができるよう、当社及び会社法上の子会社の取締役、監査役、管理職等を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

D.取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨を定款に定めております。

a）自己株式を取得することができる旨

（資本効率の向上と株主への一層の利益還元をできるようにするため）

b）剰余金の配当をすることができる旨

（機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるようにするため）

c）中間配当をすることができる旨

（機動的な資本政策及び配当政策が遂行できるようにするため）

d）任務を怠ったことによる取締役及び監査等委員（取締役であった者、監査等委員であった者及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨

（職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため）

E.取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は４名以内とする旨を定款に定めております。

F.取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、累積投票による取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

G.株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

H.ＩＲ・その他の活動

当社は、透明性の高い経営を目指して企業情報の適宜適切な開示を行うことが、当社経営に対する理解と信頼を得る上で重要であると考えております。

当社は、株主を重要なステークホルダーと位置付け、株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等の観点を考慮した上で、株主総会の開催日をはじめとする株主総会関連の日程について、適切な設定を行うこととしております。

また、株主総会以外の場においても、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するかという観点から合理的な範囲で株主との建設的な対話を促進していく考えのもと、機関投資家やアナリスト向けの説明会を年２回開催しております。説明会には常に代表取締役社長ＣＥＯが出席し、参加者との積極的な対話に努めております。

さらに、ホームページを通じて国内のみならず海外の投資家の方々にも等しく情報開示する体制を整備しております。

当社は、取り組みを通じて業界で最もアカウンタビリティに優れた会社を目指すと共に、特に中長期的な観点から利益を追求する旨の投資方針を有する主要な株主との間において、重要な経営上の方針やコーポレート・ガバナンス等についての議論を促進してまいります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名　女性1名　（役員のうち女性の比率12.5%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長ＣＥＯ	平　野　岳　史	1961年８月25日生	1984年４月 1990年９月 2006年７月 2007年９月 2009年12月 2015年３月 2017年４月 2018年10月 2024年12月	株式会社ハーベストフューチャーズ入社 株式会社リゾートワールド(現　株式会社フルキャストホールディングス)設立 代表取締役社長 株式会社フルキャストマーケティング（現株式会社エフプレイン）代表取締役社長 当社取締役 当社取締役相談役 当社取締役会長 株式会社エフプレイン代表取締役会長（現任） Advancer Global Limited Director（現任） 当社代表取締役社長ＣＥＯ（現任）	(注)2	2,000
代表取締役副社長	坂　巻　一　樹	1970年９月30日生	1989年４月 1995年２月 2005年10月 2007年10月 2008年10月 2009年６月 2011年12月 2013年１月 2014年１月 2024年12月	株式会社エーアイ通商入社 株式会社フルキャスト（現　株式会社フルキャストホールディングス）入社 株式会社フルキャストＨＲ総研（現　株式会社フルキャスト）代表取締役 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長 同社執行役員東海・関西営業部長 同社代表取締役 当社取締役 株式会社フルキャスト代表取締役社長（現任） 当社代表取締役社長ＣＥＯ 当社代表取締役副社長（現任）	(注)2	109,811
取締役	石　川　敬　啓	1967年７月22日生	1990年９月 2000年９月 2006年４月 2012年１月 2012年５月 2014年12月 2016年３月 2016年４月 2017年１月	株式会社リゾートワールド（現　株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役 株式会社フルキャストセントラル代表取締役 株式会社スタートライン取締役（現任） 株式会社ビート代表取締役社長 ビートテック株式会社代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社ビート代表取締役会長（現任） ビートテック株式会社代表取締役会長（現任）	(注)2	154,600
取締役	貝　塚　志　朗	1961年10月３日生	1990年９月 2002年５月 2002年10月 2010年２月 2013年９月 2016年４月 2016年６月 2017年３月	株式会社リゾートワールド（現　株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役 株式会社フルキャストテクノロジー（現株式会社夢テクノロジー）代表取締役 有限会社インタービズ取締役（現任） 株式会社リアヴィオ代表取締役（現任） 株式会社ディメンションポケッツ代表取締役（現任） 合同会社ＩＰＭ代表社員（現任） 合同会社Ｏｎｅ　Ｓｕｉｔｅ代表社員（現任） 当社取締役（現任）	(注)2	75,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	大　木　優　紀	1980年12月12日生	2003年４月 2021年12月 2022年１月 2023年４月 2024年３月	全国朝日放送株式会社（現株式会社テレビ朝日ホールディングス）入社 同社退社 株式会社令和トラベル入社 同社執行役員ＣＣＯ（現任） 当社取締役(現任)	(注)2	―
取締役 常勤監査等委員	佐々木　孝　二	1945年８月２日生	1966年４月 1984年12月 1995年６月 1995年９月 1999年12月 2008年９月 2016年３月	東京国税局 入局 総務部総務課勤務 以後各税務署にて勤務 税理士試験合格 中野税務署特別国税調査官で退官 佐々木税務会計事務所開設（所長・現任） 当社社外監査役 株式会社フルキャストＨＲ総研（現　株式会社フルキャスト）監査役 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	(注)3	9,600
取締役 監査等委員	上　杉　昌　隆	1965年７月31日生	1995年４月 1999年４月 2003年６月 2003年６月 2004年６月 2007年６月 2012年12月 2013年６月 2013年12月 2014年11月 2015年３月 2016年３月 2016年６月 2021年３月	弁護士登録（東京弁護士会） 上杉法律事務所開設 アムレック法律会計事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社監査役 ネクスステック株式会社監査役 株式会社Jig.jp社外監査役（現任） 株式会社エフプレイン社外監査役 株式会社コマースOneホールディングス社外監査役（現任） 株式会社セレス社外監査役 株式会社Aiming社外監査役（現任） 桜田通り総合法律事務所開設（共同経営者・現任） 当社取締役（監査等委員）（現任） デジタルアーツ株式会社社外取締役(監査等委員)（現任） 株式会社セレス社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)3	―
取締役 監査等委員	戸　谷　英　之	1979年１月５日生	2003年10月 2007年６月 2007年７月 2013年６月 2014年７月 2015年12月 2016年３月 2016年７月 2021年７月	新日本監査法人(現 ＥＹ新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 清和監査法人(現　ＲＳＭ清和監査法人)パートナー 株式会社エフプレイン社外監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役（現任） 株式会社エフプレイン監査役（現任） 当社取締役（監査等委員）（現任） ＲＳＭ清和監査法人代表社員 ＲＳＭ清和監査法人理事長（現任）	(注)3	―
計						351,211

（注）１．取締役 大木優紀（戸籍名：小寺優紀）、佐々木孝二、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査等委員以外の取締役の任期は、2024年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査等委員である取締役の任期は、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
委員長　佐々木　孝二　　委員　上杉　昌隆　　委員　戸谷　英之
５．代表取締役 坂巻一樹の所有株式数には、フルキャストホールディングス役員持株会における持分を含めた実質持ち株数を記載しております。

②社外役員の状況

A. 社外取締役の人的関係、資本的関係又は取引関係のその他の利害関係の概要

社外取締役４名につきましては、当社株式を以下のとおり保有しております。

（2025年３月28日現在）

会社における地位	氏名	持株数（株）
常勤監査等委員	佐々木 孝 二	9,600
監査等委員	上 杉 昌 隆	―
監査等委員	戸 谷 英 之	―
取締役	大 木 優 紀	―

戸谷英之氏の兼職先である株式会社エフプレインは、当社の連結子会社であります。

その他の当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

B. 社外取締役の機能及び役割並びに選任状況に対する考え方

当社においては、社外取締役を選任するにあたり、以下の考え方に基づき選任しております。

（社外取締役）

・社外取締役は、業務執行全般の監督機能強化及び経営の透明性を確保する観点からガバナンスの豊富な経験及びその専門性並びに経営に対する客観性を鑑み、適任である人物を選任する。

・社外取締役の選任目的に適うよう、新たな社外取締役の選任においては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、その独立性を客観的に判断する。

・企業経営者を社外取締役とする場合は、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には取締役会での手続きにて適正に対処する。

（参考）社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

《役員の独立性要件》

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
   （１）当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
   （２）当社の兄弟会社の業務執行者
   （３）当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
   （４）当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
   （５）当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
   （６）最近１年間において、上記（１）から（５）までのいずれかに該当していた者
   （７）次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等以内の親族
   ①　上記（１）から（６）に掲げる者
   ②　当社の子会社の業務執行者
   ③　最近１年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことができない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

注　1.「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
　　2.「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結売上高の２％以上を占めている企業をいう。
　　3.「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

社外取締役佐々木孝二氏、上杉昌隆氏、戸谷英之氏及び大木優紀氏については、業務執行全般の監督機能強化及び経営の透明性を確保する観点から、ガバナンスの豊富な経験及びそれぞれが有する専門性、経営に対する客観性を鑑み、適任であるとの判断から選任しております。なお、株式会社東京証券取引所が企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定している独立役員（一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役又は社外監査役をいう。）として指定し、同証券取引所に届け出ています。

なお、佐々木孝二氏については税理士の資格を、上杉昌隆氏については弁護士の資格を、戸谷英之氏については公認会計士の資格を有しております。

③監査等委員である社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は取締役会において、議案・審議等に必要な発言を適宜行うと共に、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき、必要に応じ、意見を述べております。

監査等委員と内部監査部門は、監査計画の策定や内部監査の結果報告等を通じて相互の連携を図っております。また、監査等委員会において、会計監査人でありますPwC Japan有限責任監査法人より、監査計画、監査結果等の詳細な説明が適時行われております。

内部統制部門(法務部)は、内部統制の整備・運用状況の有効性評価の結果を取りまとめ、取りまとめた結果を代表取締役社長ＣＥＯが、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。また、財務報告に係る内部統制の重要な役割を担うものによる不正及び重要な内部統制の変更があった場合にも、取締役会及び監査等委員会並びに会計監査人に適時に報告しております。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

(i) 監査等委員会監査の組織、人員及び手続

監査等委員会は、全監査等委員(３名)が独立性のある社外取締役で構成されております。監査等委員である社外取締役は税理士や弁護士等各方面の専門的見地から監査を行うとともに、監査等委員会監査等基準に従って、取締役の職務の執行を監査し、会社の業務の適正な運営、合理化等について、意見等を述べております。

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、常勤の監査等委員を選任する方針としております。現在は、常勤の監査等委員として佐々木孝二氏を選任しております。同氏は、税理士としての経験を有しており、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。

(ⅱ) 監査等委員及び監査等委員会の活動状況

当事業年度において当社は監査等委員会を11回開催しており、１回当たりの所要時間は約１時間でありました。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員会出席回数
社外取締役（常勤監査等委員）	佐々木　孝二	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	上杉　昌隆	11回/11回
社外取締役（監査等委員）	戸谷　英之	11回/11回

監査等委員会における主な議題は、監査計画の策定、重要監査項目の審議、内部統制システムの整備・運用、会計監査人の評価と再任適否、取締役会付議事項の事前審議等となっております。

年間を通じ次のような決議、報告・協議がなされました。

決議事項　　11件：監査報告書の提出の件、監査等委員である取締役の報酬額の決定の件等

報告・協議　　15件：第31期監査結果の件、コンプライアンス進捗状況の件等

また、常勤の監査等委員の主な活動としては、監査等委員会の議長を務めると共に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意思疎通、取締役会への出席、また、必要に応じて、重要書類の閲覧結果や取締役及び従業員の職務の執行状況を監査等委員会に報告しております。

②内部監査の状況

内部監査は、内部監査規程に従って行われております。

なお、内部監査規程には、内部監査の機能は、経営診断の見地から会社の財産及び業務を適正に把握し、経営の合理化並びに能率の増進に寄与するとともに、意思疎通の実をあげ、あわせて各業務相互の連絡調整に努めることにあり、その監査責任者は、法務部長である旨等を定めております。

代表取締役社長ＣＥＯの直轄である法務部長をはじめとした内部監査部門は、独立的及び客観的な立場から当社及び当社グループ会社の経営活動全般について、法令遵守、財務報告の適正性、業務の有効性・効率性の視点から内部統制の整備・運用状況を評価し、その結果に基づき経営活動の信頼性について合理的な保証を与えるとともに、内部統制の充実を図るための提案を行っています。また、この内部監査活動の結果は、定期的に取締役会にて報告しています。

③会計監査の状況

A. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

B. 継続監査期間

13年間

C. 業務を遂行した公認会計士

千葉　達哉

佐賀　睦美

D. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士９名、会計士試験合格者等４名、その他14名であります。

E. 監査法人の選定方法と理由

日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、品質管理、独立性、専門性、監査報酬、監査等委員会及び経営者とのコミュニケーション、並びに不正リスクへの対応等を総合的に勘案し、選定をしております。

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

F. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査体制及び職務遂行状況等を総合的に評価しております。

④監査報酬の内容等

A.監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	―	44	―
連結子会社	―	―	―	―
計	48	―	44	―

B.監査公認会計士等と同一のネットワーク（プライスウォーターハウスクーパース）に対する報酬（A.を除く。）

該当事項はありません。

C.その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

D.監査報酬の決定方針

当社では監査公認会計士等の監査計画、監査内容、監査日数等を勘案した上で監査報酬を決定しております。

E.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等は、株主総会の決議によって定める旨を定款で定めております。

当社は役員に対する報酬等の額を、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、１年ごとに決定しております。

取締役の報酬は、2016年３月25日開催の第23期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額を年額200百万円、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円とすることを決議しております（決議時の対象取締役数：取締役（監査等委員であるものを除く。）３名、監査等委員である取締役３名）。また、2022年３月25日開催の第29期定時株主総会において、当該報酬の額の範囲内で、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対しストックオプションとして新株予約権を発行しております。

株式報酬型ストックオプションは、中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益を業績連動報酬に係る指標として採用しております。新株予約権は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の連結営業利益目標値（100億円）に対する達成度に応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができるものであります。なお、2024年12月期業績予想における連結営業利益の目標は72億円、実績は71億円であります。

当社は2021年２月26日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議しております。当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する機関は取締役会であり、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に関しては、当該方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯが報酬額の総額を含めた報酬案を策定し、独立性のある社外取締役及び業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯで構成する報酬委員会で審議をした後、取締役会において報酬の総額等を決議しております。

各取締役の報酬額の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯに一任するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額としております。これらの権限を委任した理由は、取締役の個人別報酬等の決定にあたっては、報酬委員会にて当該方針に沿って審議の上、取締役会へ答申を行うこととしており、委任を受けたものはその答申を尊重し決定することとしているためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個人別の報酬額の決定を代表取締役社長ＣＥＯ（現代表取締役副社長）坂巻一樹に委任することを取締役会で決議しており、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会において決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該事業年度は、以下のとおり、取締役会にて審議・決定いたしました。

・2024年３月22日：取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬に係る審議及び決議

監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」の内容は以下のとおりです。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯ及び監督機能を担う取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監査等委員である社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

２．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

３．業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（ＫＰＩ）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標を業績連動報酬に係る指標として採用する。新株予約権は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画あるいは中期的連結営業利益目標の最終年度の連結営業利益目標値に対する達成度に応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができるものとする。

４．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝８：１：１とする（ＫＰＩを100％達成の場合）。

(注)業績連動報酬等は、現金報酬であり、非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションである。

５．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯ及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯが報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額（基本報酬及び業績連動報酬等及び株式報酬がある場合にはそれぞれの報酬の総額）及び時期または条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯに一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

但し、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯの恣意的な報酬決定を防止し、権限が適切に行使されるよう、独立性のある社外取締役及び業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯで構成する報酬委員会を設置する。報酬委員会においては、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯが策定した個別の報酬案が上記報酬の決定方針に照らし妥当であるかどうかを審議した上で、必要があれば修正を行い、取締役会で決議された総額の範囲内で、報酬委員会としての報酬案を策定するものとする。報酬委員会は、当該案を業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯに提出し、業務執行取締役である代表取締役社長ＣＥＯは当該報酬案を尊重して個別の取締役の報酬額の決定をするものとする。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。）（社外取締役を除く。）	135	121	14	―	4
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	―	―	―	―	―
社外役員	17	17	―	―	3

（注）１．取締役（監査等委員を除く）報酬限度額は年額200百万円であります。（2016年３月25日付株主総会決議）
また、当該報酬の額の範囲内で、取締役（監査等委員を除く）に対しストックオプションとして新株予約権を発行しております。（2017年３月24日付株主総会決議）
２．取締役（監査等委員）報酬限度額は年額50百万円であります。（2016年３月25日付株主総会決議）

③役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、取引先との関係の維持・強化など事業戦略上の目的から保有する株式を政策保有目的と区分し、それ以外の資産運用を目的として保有する株式を純投資目的と区分しております。

②株式会社フルキャストホールディングスにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である株式会社フルキャストホールディングスについては以下のとおりであります。

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a）保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その取得・保有目的を提携関係、取引

関係、その他事業上の関係に限定し、当社グループと取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に実施しております。このような事業シナジーが見込まれない関係会社株式や投資有価証券は売却し、縮減する方針であります。

また、取締役会において、当社グループが保有する政策保有株式（５銘柄）について保有目的が適切かも含めて具体的に精査し、保有の適否を検証いたしました。検証の結果、これらの政策保有株式については、現時点では保有を継続することが適切であるものと判断いたしました。

当社グループは、政策保有株式に係る議決権行使については、議決権行使助言会社の行使基準等も参考にした上で、個々の保有目的を踏まえ、各議案毎に、当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資する内容であるか、株主価値を毀損させる可能性の有無等を個別に精査し、総合的に判断した上で、議案の賛否を決定し行使しております。

b）銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	363
非上場株式以外の株式	2	49

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得価 額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	255	第三者割当増資の引受
非上場株式以外の株式	―	―	―

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(百万円)
非上場株式	1	31
非上場株式以外の株式	―	―

c）特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	前事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社セイファート	30,000	30,000	相互の取組みによる将来的な企業価値向上のため保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa）で記載の方法により検証しております。	有
	29	32		
株式会社イー・ロジット	90,000	90,000	短期業務支援事業における安定的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa）で記載の方法により検証しております。	無
	20	57		

みなし保有株式

該当事項はありません。

B. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	27	1	36

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	△9

③株式会社エフプレインにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額(投資株式計上額)が最大保有会社の次に大きい会社株式会社エフプレインについては以下のとおりであります。

A. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、その取得・保有目的を提携関係、取引関係、その他事業上の関係に限定し、当社グループと取引先との安定的かつ長期的な取引関係の維持・強化、業務上の協力関係の維持・強化の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に実施しております。このような事業シナジーが見込まれない関係会社株式や投資有価証券は売却し、縮減する方針であります。

また、取締役会において、株式会社エフプレインが保有する政策保有株式を含め、当社グループが保有する政策保有株式（５銘柄）について保有目的が適切かも含めて具体的に精査し、保有の適否を検証いたしました。検証の結果、これらの政策保有株式については、現時点では保有を継続することが適切であるものと判断いたしました。

当社グループは、政策保有株式に係る議決権行使については、議決権行使助言会社の行使基準等も参考にした上で、個々の保有目的を踏まえ、各議案毎に、当該企業及び当社グループの企業価値の向上に資する内容であるか、株主価値を毀損させる可能性の有無等を個別に精査し、総合的に判断した上で、議案の賛否を決定し行使しております。

b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	227

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c）特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	前事業年度 株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社ビジョン	177,600 227	177,600 218	当社グループが展開する営業支援事業において営業上の取引があり、安定的な取引関係の維持・強化のため保有しております。定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性はa）で記載の方法により検証しております。	無

みなし保有株式

該当事項はありません。

B. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④提出会社における株式の保有状況

提出会社については、上記「②　株式会社フルキャストホールディングスにおける株式の保有状況」に記載のとおりであります。

第５　【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度(2024年１月１日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年１月１日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、ＰｗＣ　Ｊａｐａｎ有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また、変更等に的確に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。さらに、ディスクロージャー専門会社から定期・不定期の情報を受ける体制を整えております。

1　【連結財務諸表等】

(1)　【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,468	17,531
受取手形及び売掛金	※1　8,416	※1　7,657
商品	43	58
貯蔵品	30	16
その他	1,943	2,230
貸倒引当金	△52	△24
流動資産合計	24,849	27,468
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,965	1,871
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,254	△1,168
建物及び構築物（純額）	712	704
機械装置及び運搬具	8	8
減価償却累計額及び減損損失累計額	△7	△7
機械装置及び運搬具（純額）	1	0
工具、器具及び備品	1,078	1,070
減価償却累計額及び減損損失累計額	△894	△890
工具、器具及び備品（純額）	184	180
土地	1,145	1,145
建設仮勘定	―	51
有形固定資産合計	2,042	2,080
無形固定資産		
ソフトウエア	448	634
のれん	5,829	5,223
商標権	1,650	1,558
その他	22	22
無形固定資産合計	7,950	7,436
投資その他の資産		
投資有価証券	※2　2,324	※2　2,740
差入保証金	1,192	1,149
繰延税金資産	477	476
その他	156	127
貸倒引当金	△12	△8
投資その他の資産合計	4,137	4,484
固定資産合計	14,128	14,000
資産合計	38,977	41,468

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	537	582
短期借入金	※3 1,000	※3 1,000
未払金	1,751	1,664
未払費用	1,876	1,672
未払法人税等	1,250	1,915
未払消費税等	1,361	1,007
賞与引当金	177	26
その他	※4 1,842	※4 2,326
流動負債合計	9,793	10,191
固定負債		
退職給付に係る負債	893	924
資産除去債務	405	389
繰延税金負債	620	634
その他	481	462
固定負債合計	2,399	2,408
負債合計	12,192	12,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,780	2,780
資本剰余金	2,006	1,888
利益剰余金	24,868	28,137
自己株式	△4,647	△4,638
株主資本合計	25,007	28,167
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	140	121
為替換算調整勘定	253	329
その他の包括利益累計額合計	394	450
新株予約権	204	253
非支配株主持分	1,181	―
純資産合計	26,785	28,869
負債純資産合計	38,977	41,468

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
売上高	※1 68,974	※1 68,556
売上原価	45,961	44,039
売上総利益	23,013	24,517
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	4,963	5,562
雑給	1,652	1,682
賞与引当金繰入額	△136	△14
法定福利費	971	1,043
退職給付費用	152	132
通信費	369	356
旅費及び交通費	502	529
地代家賃	1,153	1,309
減価償却費	351	434
広告宣伝費	374	1,776
求人費	785	1,082
貸倒引当金繰入額	15	△19
のれん償却額	385	498
その他	2,819	3,015
販売費及び一般管理費合計	14,355	17,384
営業利益	8,658	7,133
営業外収益		
受取利息	2	3
受取配当金	3	6
持分法による投資利益	56	123
広告収入	52	56
その他	62	61
営業外収益合計	175	248
営業外費用		
支払利息	7	12
障害者雇用納付金	18	8
和解金	48	17
自己株式取得費用	24	―
広告収入原価	9	8
その他	42	24
営業外費用合計	148	69
経常利益	8,686	7,312

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
特別利益		
子会社株式売却益	―	1,295
その他	412	63
特別利益合計	412	1,358
特別損失		
固定資産除却損	※2　24	※2　38
その他	0	3
特別損失合計	24	41
税金等調整前当期純利益	9,073	8,629
法人税、住民税及び事業税	3,075	3,119
法人税等調整額	△25	△31
法人税等合計	3,050	3,088
当期純利益	6,024	5,541
非支配株主に帰属する当期純利益	134	48
親会社株主に帰属する当期純利益	5,889	5,493

【連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
当期純利益	6,024	5,541
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△13	△19
為替換算調整勘定	79	75
その他の包括利益合計	※ 66	※ 57
包括利益	6,090	5,598
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	5,960	5,549
非支配株主に係る包括利益	130	49

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,780	2,006	21,286	△2,664	23,409
当期変動額					
剰余金の配当			△2,297		△2,297
親会社株主に帰属する当期純利益			5,889		5,889
自己株式の取得				△2,001	△2,001
自己株式の処分			△11	18	7
連結子会社株式の取得による持分の増減					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,582	△1,983	1,598
当期末残高	2,780	2,006	24,868	△4,647	25,007

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	149	174	323	152	1,044	24,928
当期変動額						
剰余金の配当						△2,297
親会社株主に帰属する当期純利益						5,889
自己株式の取得						△2,001
自己株式の処分						7
連結子会社株式の取得による持分の増減						－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8	79	71	51	137	259
当期変動額合計	△8	79	71	51	137	1,857
当期末残高	140	253	394	204	1,181	26,785

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,780	2,006	24,868	△4,647	25,007
当期変動額					
剰余金の配当			△2,218		△2,218
親会社株主に帰属する当期純利益			5,493		5,493
自己株式の取得					－
自己株式の処分			△5	9	3
連結子会社株式の取得による持分の増減		△118			△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△118	3,269	9	3,159
当期末残高	2,780	1,888	28,137	△4,638	28,167

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	140	253	394	204	1,181	26,785
当期変動額						
剰余金の配当						△2,218
親会社株主に帰属する当期純利益						5,493
自己株式の取得						－
自己株式の処分						3
連結子会社株式の取得による持分の増減						△118
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19	75	56	49	△1,181	△1,076
当期変動額合計	△19	75	56	49	△1,181	2,084
当期末残高	121	329	450	253	－	28,869

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,073	8,629
減価償却費	363	455
のれん償却額	385	498
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4	△32
賞与引当金の増減額（△は減少）	△132	37
受取利息及び受取配当金	△5	△9
支払利息	7	12
持分法による投資損益（△は益）	△56	△123
子会社株式売却益	―	△1,295
固定資産除却損	24	38
売上債権の増減額（△は増加）	961	43
未収入金の増減額（△は増加）	△855	△698
仕入債務の増減額（△は減少）	△204	48
未払費用の増減額（△は減少）	△33	41
未払消費税等の増減額（△は減少）	△857	△277
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	78	31
その他	601	222
小計	9,354	7,619
利息及び配当金の受取額	5	9
利息の支払額	△7	△11
法人税等の支払額	△4,208	△2,409
法人税等の還付額	18	550
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,163	5,758
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	1,158	―
有形固定資産の取得による支出	△116	△286
有形固定資産の売却による収入	266	38
無形固定資産の取得による支出	△183	△394
無形固定資産の売却による収入	―	20
投資有価証券の取得による支出	△98	△255
投資有価証券の売却による収入	346	31
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △7,511	―
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	―	※3 999
連結子会社株式の追加取得による支出	△450	―
貸付金の回収による収入	27	41
その他	196	△19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,366	175

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△604	－
自己株式の取得による支出	△2,026	－
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	－	△644
配当金の支払額	△2,295	△2,217
その他	△30	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,954	△2,870
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△6,158	3,063
現金及び現金同等物の期首残高	20,626	14,468
現金及び現金同等物の期末残高	※1 14,468	※1 17,531

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　20社

連結子会社の名称

株式会社フルキャスト、株式会社トップスポット、株式会社フルキャストアドバンス、
株式会社フルキャストビジネスサポート、株式会社おてつだいネットワークス、
株式会社ワークアンドスマイル、株式会社フルキャストシニアワークス、
株式会社フルキャストポーター、株式会社エフプレイン、株式会社エムズライン、
株式会社ＦＳＰ、株式会社フルキャストグローバル、ミニメイド・サービス株式会社、
株式会社Fullcast International、株式会社ヘイフィールド、グロービート・ジャパン株式会社、
株式会社インプリ、株式会社リリースベース、グロービート・インターナショナル株式会社、
GLOBEAT EUROPE GmbH

当連結会計年度において、新たにグロービート・インターナショナル株式会社を設立、GLOBEAT EUROPE GmbHの株式を取得したことに伴い、連結の範囲に含めております。

連結子会社であった株式会社ＢＯＤは2024年３月29日付で、全株式を売却したことにより、同社と同社の100％子会社である株式会社ＨＲマネジメント、株式会社プログレス及び株式会社ＢＰＣを連結の範囲から除外しております。

連結子会社であったＡｐｐ　Ｘ株式会社は2024年９月１日付で、株式会社インプリを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数　3社

株式会社ビート、株式会社デリ・アート、Advancer Global Limited

(2) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち株式会社ビート及び株式会社デリ・アートは、決算日が異なるため、連結財務諸表の作成にあたり連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が11月30日であったグロービート・ジャパン株式会社は、当連結会計年度より決算日を12月31日に変更しております。この決算期変更により、当連結会計年度は、2023年12月１日から2024年12月31日までの13ヶ月間を連結しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品・貯蔵品

先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　２～50年

機械装置及び運搬具　２～６年

工具、器具及び備品　２～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、いずれの事業においても履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は１年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

（派遣事業）

派遣事業は、派遣スタッフを募集・登録し、顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。当該履行義務は、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、人材派遣契約に合意された期間にわたって約束した派遣サービスを提供することであり、当該義務が契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間を基に収益を認識しております。

（ＢＰＯ事業）

ＢＰＯ事業は、顧客から総務事務、営業事務、経理事務、給与計算、営業・販売等のバックオフィス系の業務を当社グループが受託しサービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客から委託された業務を契約期間内に完成し成果物を引渡すことのほか、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行うサービスを提供することであります。成果物の引渡しが必要な契約については、顧客に当該成果物を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該成果物を引渡した時点または顧客が検収した時点で収

益を認識し、また、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行う契約については、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供するため、期間定額で収益を認識しております。

（請負事業）

請負事業は、顧客との契約に基づき、イベント会場での飲食料品の販売、コールセンター業務、データ入力、倉庫内軽作業などの運営を受託するサービスの提供を行っており、予め依頼された業務に付き、定められた事業所内において自社の社員を配置し円滑に完遂する義務を負っております。当該履行義務は、契約に基づく請負作業のサービスを完遂した時点で履行義務が充足されると判断し、契約に基づく請負金額または運営実績、受架電件数やデータ入力件数などの出来高及び処理業務の成果に応じ定められた単価を基に収益を認識しております。

（商品販売事業）

商品販売事業は、主として通信サービス契約の取次業務などのサービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客とサービス利用者の間で通信サービス等の契約を成立させ、顧客の提供するサービスの利用を開始させた時点で顧客は便益を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、販売数量や販売金額等の一定の目標の達成を条件とした顧客とのインセンティブ契約に基づき収益を認識しております。

（紹介事業）

紹介事業は、人材の採用を希望する顧客に対し、採用要件を整理したうえで就労希望者を紹介する人材紹介サービスの提供を行っております。当該履行義務は、顧客が紹介した就労希望者を採用した時点で履行義務が充足されると判断し、採用時に紹介契約に定められた紹介料に基づき収益を認識しております。

（飲食事業）

飲食事業は、店舗運営による飲食サービスの提供及びフランチャイズ加盟店へのライセンス供与、食材等の販売を行っております。

店舗運営による飲食サービスの提供は、顧客からの注文に基づき飲食サービスを提供し対価を収受した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

フランチャイズ加盟店に対するライセンスの供与は、フランチャイズ加盟契約に基づき店舗運営ノウハウ、システムのサービス提供を行っており、フランチャイズ契約先が店舗を運営し飲食サービスの対価を得た時点で履行義務が充足されると判断し契約に基づきロイヤルティ収益を認識しております。また、フランチャイズ加盟店に対する食材等の販売は、フランチャイズ契約先に食材等を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

（警備事業）

警備事業は、顧客との警備請負契約に基づき常駐・雑踏警備および交通警備等の警備を行っております。当該履行義務は、契約に基づく警備業務の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識しております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、当該確定した権利に基づき収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で償却することとしております。ただし、重要性が乏しい場合は、発生時に一括償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から３ヶ月以内に満期日の到来する、流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

（繰延税金資産）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	477百万円	476百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しています。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しています。

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌連結会計年度の利益金額に影響を及ぼす可能性があります。

（のれんの評価）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	5,829百万円	5,223百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。

その資産性については「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となる事業計画等には、収益及び費用の予測について重要な仮定が含まれております。

当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少した場合には、翌連結会計年度における連結財務諸表に影響を与えるおそれがあります。

（未適用の会計基準等）

（リースに関する会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

（表示方法の変更）

（連結損益計算書関係）

(1)　前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「広告収入原価」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた51百万円は、「広告収入原価」9百万円、「その他」42百万円として組み替えております。

(2)　前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「投資有価証券売却益」346百万円及び「固定資産売却益」66百万円は、「その他」として組み替えております。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「固定資産売却益」、「投資有価証券売却損益（△は益）」及び「未払事業税の増減額（△は減少）」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「固定資産売却益」△66百万円、「投資有価証券売却損益（△は益）」△346百万円及び「未払事業税の増減額（△は減少）」△49百万円は、「その他」として組み替えております。

（連結貸借対照表関係）

※１　受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
売掛金	8,416百万円	7,657百万円

※２　関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
投資有価証券（株式）	1,835百万円	2,033百万円

※３　当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
当座貸越極度額の総額	16,100百万円	16,100百万円
借入実行額	1,000　〃	1,000　〃
差引額	15,100百万円	15,100百万円

※４　その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
契約負債	6百万円	4百万円

（連結損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）　１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
建物及び構築物	6百万円	8百万円
工具、器具及び備品	13　〃	2　〃
ソフトウエア	0　〃	9　〃
その他	5　〃	20　〃
計	24百万円	38百万円

（連結包括利益計算書関係）

※　その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△20百万円	△38百万円
組替調整額	－　〃	△0　〃
税効果調整前	△20百万円	△38百万円
税効果額	7　〃	19　〃
その他有価証券評価差額金	△13百万円	△19百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	79百万円	75百万円
組替調整額	－　〃	－　〃
為替換算調整勘定	79百万円	75百万円
その他の包括利益合計	66百万円	57百万円

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式（株）	37,486,400	－	－	37,486,400
合計	37,486,400	－	－	37,486,400
自己株式 普通株式（株）	1,377,051	909,200	9,200	2,277,051
合計	1,377,051	909,200	9,200	2,277,051

（変動事由の概要）

(1) 自己株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2023年２月10日付取締役会決議による自己株式の取得　485,900株

2023年11月10日付取締役会決議による自己株式の取得　423,300株

(2) 自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による自己株式の処分　9,200株

２．新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	204
合計		－	－	－	－	－	204

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年２月10日取締役会	普通株式	1,264	35.00	2022年12月31日	2023年３月９日
2023年８月10日取締役会	普通株式	1,033	29.00	2023年６月30日	2023年９月４日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年２月９日取締役会	普通株式	利益剰余金	1,127	32.00	2023年12月31日	2024年３月７日

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式(株)	37,486,400	－	－	37,486,400
合計	37,486,400	－	－	37,486,400
自己株式 普通株式(株)	2,277,051	－	4,200	2,272,851
合計	2,277,051	－	4,200	2,272,851

(変動事由の概要)

自己株式の減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による自己株式の処分　4,200株

２．新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	253
合計		－	－	－	－	－	253

３．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年２月９日 取締役会	普通株式	1,127	32.00	2023年12月31日	2024年３月７日
2024年８月９日 取締役会	普通株式	1,092	31.00	2024年６月30日	2024年９月２日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年２月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,092	31.00	2024年12月31日	2025年３月13日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自2023年１月１日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年１月１日 至2024年12月31日)
現金及び預金	14,468百万円	17,531百万円
現金及び現金同等物	14,468百万円	17,531百万円

※２　株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

株式の取得により新たにグロービート株式会社他４社（以下、新規連結子会社）を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と新規連結子会社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

流動資産	4,696百万円
固定資産	2,605　〃
商標権	1,707　〃
のれん	4,460　〃
流動負債	△1,011　〃
固定負債	△1,879　〃
非支配株主持分	△7　〃
株式の取得価額	10,571百万円
現金及び現金同等物	△3,060　〃
差引：取得のための支出	7,511百万円

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

該当事項はありません。

※３　株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

株式の売却により、株式会社ＢＯＤ他３社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入（純額）は次のとおりです。

流動資産	1,722百万円
固定資産	367　〃
のれん	109　〃
流動負債	△722　〃
固定負債	△104　〃
非支配株主持分	△704　〃
株式の売却益	1,295　〃
株式の売却価額	1,964　〃
現金及び現金同等物	△964　〃
差引：売却による収入	999百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、１年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行４行と当座借越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービスを展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、ＣＭＳによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注) ２.参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券(注) ２.	1,300	1,175	△125
(2)差入保証金	1,192	1,169	△23
資産計	2,491	2,344	△148

(注) １.「現金及び預金」及び「受取手形及び売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

２．投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,025百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	14,468	－	－	－
受取手形及び売掛金	8,416	－	－	－
合計	22,884	－	－	－

４．短期借入金の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
短期借入金	1,000	－	－	－	－	－
合計	1,000	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,169	－	－	1,169
投資信託	－	5	－	5
資産計	1,169	5	－	1,175

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 （百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	1,169	－	1,169
資産計	－	1,169	－	1,169

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金については銀行借入を行っております。また、グループＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・サービス）の有効活用により適正な資金管理を図っております。資金運用については、主に流動性を有する安全性の高い預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は投機的な目的では行わない方針であります。また、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、１年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引銀行４行と当座借越契約を締結しております。

(3) 金融商品のリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権に係る信用リスクについては、与信管理規程に従い主力である短期人材サービスを展開している株式会社フルキャストなどをはじめとし、取引顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社ではグループ日次預金残高管理を実施するとともに、ＣＭＳによるグループ各社の流動性リスクを適切に管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません((注) ２.参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券(注) ２.	1,339	1,015	△324
(2)差入保証金	1,149	1,113	△36
資産計	2,488	2,129	△360

(注) １.「現金及び預金」及び「受取手形及び売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」並びに「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

２．投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,401百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ５年以内 (百万円)	５年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,531	－	－	－
受取手形及び売掛金	7,657	－	－	－
合計	25,188	－	－	－

４．短期借入金の返済予定額

	１年以内 (百万円)	１年超 ２年以内 (百万円)	２年超 ３年以内 (百万円)	３年超 ４年以内 (百万円)	４年超 ５年以内 (百万円)	５年超 (百万円)
短期借入金	1,000	－	－	－	－	－
合計	1,000	－	－	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,010	－	－	1,010
投資信託	－	5	－	5
資産計	1,010	5	－	1,015

（２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	1,113	－	1,113
資産計	－	1,113	－	1,113

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

投資信託は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、過去の退去実績を鑑み、平均入居期間を算定した上で回収可能性を反映した受取見込額を、退去までの期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度

１．その他有価証券で時価のあるもの（2023年12月31日現在）

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	334	43	291
小計	334	43	291
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	32	33	△1
その他	5	5	－
小計	37	38	△1
合計	371	81	290

２．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	346	346	－

３．減損処理を行ったその他有価証券（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

当連結会計年度において、その他有価証券の株式について0百万円の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％以上～50％未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

当連結会計年度

１．その他有価証券で時価のあるもの（2024年12月31日現在）

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	300	43	256
小計	300	43	256
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	29	33	△4
その他	5	5	－
小計	34	38	△4
合計	334	81	252

２．当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	31	31	－

３．減損処理を行ったその他有価証券（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

当連結会計年度末現在、退職一時金制度は当社及び連結子会社全体で10社が有しております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

（百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
退職給付債務の期首残高	703	744
勤務費用	73	74
利息費用	3	3
数理計算上の差異の発生額	9	△3
退職給付の支払額	△44	△47
その他	―	―
退職給付債務の期末残高	744	771

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
退職給付に係る負債の期首残高	112	149
退職給付費用	67	58
退職給付の支払額	△30	△54
退職給付に係る負債の期末残高	149	153

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

（百万円）

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
非積立型制度の退職給付債務	893	924
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	893	924
退職給付に係る負債	893	924
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	893	924

（注）簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（百万円）

	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
勤務費用	73	74
利息費用	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	9	△3
簡便法で計算した退職給付費用	67	58
その他	△0	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	152	132

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自2023年１月１日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年１月１日 至2024年12月31日)
割引率	主として0.4%	主として0.4%
予想昇給率	3.4%	3.5%

(ストック・オプション等関係)

１．ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自2023年１月１日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年１月１日 至2024年12月31日)
販売費及び一般管理費	59百万円	52百万円

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１－１回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年３月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名 当社完全子会社取締役８名 当社完全子会社監査役２名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式　201,600株
付与日	2017年４月10日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年４月11日～2051年４月10日

	第２－１回株式報酬型新株予約権	第２－２回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年３月25日	2022年３月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名 当社子会社取締役13名	当社及び当社子会社従業員66名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式　58,700株	普通株式　51,100株
付与日	2022年４月11日	2022年４月11日
権利確定条件	(注) 3	(注) 4
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2025年４月12日～2075年４月11日	2025年４月12日～2075年４月11日

(注) 1.株式数に換算して記載しております。

2.新株予約権の行使の条件

①当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。

②当社完全子会社の取締役または監査役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役または監査役の地位を有していることを要する。

③新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。

3.新株予約権の行使の条件

①当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了によ

る退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
②当社子会社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者（上記①の新株予約権の割当てを受けた者とあわせ、以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社子会社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
③新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
④新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
⑤１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
⑥その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。
４.新株予約権の行使の条件
①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社の従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
②新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
③新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
④１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第１－１回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年３月24日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	―
付与	―
失効	―
権利確定	―
未確定残	―
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	128,300
権利確定	―
権利行使	4,200
失効	―
未行使残	124,100

	第２－１回株式報酬型新株予約権	第２－２回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年３月25日	2022年３月25日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	58,700	49,700
付与	―	―
失効	―	4,500
権利確定	―	―
未確定残	58,700	45,200
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

② 単価情報

	第１－１回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2017年３月24日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	1,573
付与日における公正な評価単価(円)	784.50

	第２－１回株式報酬型新株予約権	第２－２回株式報酬型新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年３月25日	2022年３月25日
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)	―	―
付与日における公正な評価単価(円)	1,630.35	1,630.35

３．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 （2023年12月31日）	当連結会計年度 （2024年12月31日）
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸倒損失	20百万円	10百万円
退職給付に係る負債	273 〃	283 〃
法人税法上の子会社株式譲渡益	50 〃	50 〃
投資有価証券評価損	6 〃	6 〃
関係会社株式評価損	356 〃	357 〃
税務上の繰越欠損金（注）	51 〃	48 〃
未払事業税	90 〃	105 〃
未払事業所税	10 〃	9 〃
資産除去債務	82 〃	80 〃
株式取得費用	87 〃	71 〃
株式報酬費用	62 〃	77 〃
賞与引当金	59 〃	8 〃
減価償却超過額	92 〃	54 〃
その他	58 〃	42 〃
繰延税金資産小計	1,297 〃	1,198 〃
評価性引当額	△703 〃	△667 〃
繰延税金負債との相殺	△117 〃	△55 〃
繰延税金資産合計	477 〃	476 〃
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金等	△96 〃	△77 〃
商標権	△505 〃	△494 〃
連結子会社の時価評価差額	△135 〃	△117 〃
繰延税金負債小計	△736 〃	△689 〃
繰延税金資産との相殺	117 〃	55 〃
繰延税金負債合計	△620 〃	△634 〃
繰延税金負債の純額	△143百万円	△158百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、税務上の繰越欠損金の重要性が乏しいため記載を省略しております。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	0.6〃	0.6〃
のれん償却額	1.2〃	1.7〃
持分法による投資損益	△0.2〃	△0.4〃
連結子会社の適用税率差異	1.0〃	1.8〃
評価性引当額	1.0〃	0.7〃
その他	△0.6〃	0.8〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.6%	35.8%

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（企業結合等関係）

事業分離

（子会社株式の譲渡）

当社は、2024年３月22日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ＢＯＤの全株式を株式会社ＢＯＤ　ＰＯＷＥＲに譲渡することを決議し、2024年３月29日付で譲渡いたしました。

なお、本件株式譲渡に伴い、同社と同社の100％子会社である株式会社ＨＲマネジメント及び株式会社プログレス並びに株式会社ＢＰＣを連結の範囲から除外しております。

(1) 事業分離の概要

① 分離先企業の名称

株式会社ＢＯＤ　ＰＯＷＥＲ

② 分離した事業の内容

名称	事業の内容
株式会社ＢＯＤ	データ入力及び受注管理・信販審査代行等の受託
株式会社ＨＲマネジメント	人事、労務等の事務業務等の受託
株式会社プログレス	保険事業者の事務業務等の受託
株式会社ＢＰＣ	企業の管理業務全般のコンサルティング及び運営に関する請負業務等

③ 事業分離を行った主な理由

株式会社ＢＯＤにおいては、2018年１月より当社グループの子会社としてＢＰＯ事業に貢献してまいりました。同社におきましては、当社グループの連結経営方針や収支計画等に左右されることなく迅速な意思決定により事業を進めていくことが更なる企業価値向上に資すると判断したため、同社の全株式を譲渡することといたしました。

④ 事業分離日

2024年３月29日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

子会社株式売却益　1,295百万円

② 譲渡した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,722百万円
固定資産	367百万円
資産合計	2,089百万円
流動負債	△722百万円
固定負債	△104百万円
負債合計	△826百万円

③ 会計処理

譲渡対象会社の連結上の帳簿価額と譲渡価額の差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
短期業務支援事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
売上高　1,049 百万円
営業利益　111 百万円

(資産除去債務関係)
資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの
(1) 当該資産除去債務の概要
本社及び拠点等の物件の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を当該契約期間に応じて個別に見積り、割引率は0.00%から4.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自2023年１月１日 至2023年12月31日)	当連結会計年度 (自2024年１月１日 至2024年12月31日)
期首残高	111百万円	405百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6 〃	42 〃
企業結合に伴う増加額	272 〃	― 〃
時の経過による調整額	16 〃	2 〃
資産除去債務履行による減少額	― 〃	△18 〃
連結除外による減少額	― 〃	△42 〃
期末残高	405百万円	389百万円

(収益認識関係)
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
前連結会計年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	短期業務支援事業	営業支援事業	飲食事業	警備・その他事業	
派遣	34,485	―	―	―	34,485
ＢＰＯ	8,697	―	―	―	8,697
紹介	6,964	―	―	―	6,964
請負	8,874	―	―	―	8,874
商品販売	―	2,945	―	―	2,945
飲食	―	―	4,475	―	4,475
警備	―	―	―	2,369	2,369
その他	―	165	―	―	165
顧客との契約から生じる収益	59,019	3,111	4,475	2,369	68,974
外部顧客への売上高	59,019	3,111	4,475	2,369	68,974

(注)当連結会計年度より、「飲食事業」を新たに追加しております。詳細は、「第５　経理の状況　［注記事項］（セグメント情報等）セグメント情報　１．報告セグメントの概要」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				合計
	短期業務支援事業	営業支援事業	飲食事業	警備・その他事業	
派遣	33,486	－	－	－	33,486
ＢＰＯ	5,976	－	－	－	5,976
紹介	8,261	－	－	－	8,261
請負	7,506	－	－	－	7,506
商品販売	－	3,123	－	－	3,123
飲食	－	－	7,640	－	7,640
警備	－	－	－	2,367	2,367
その他	－	199	－	－	199
顧客との契約から生じる収益	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556
外部顧客への売上高	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社は、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）　４．会計方針に関する事項　(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

３．当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

前連結会計年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

（１）顧客との契約から生じた債権の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,986
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,416

契約負債の残高については、金額的重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

（１）顧客との契約から生じた債権の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	8,416
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,657

契約負債の残高については、金額的重要性が乏しいことから記載を省略しております。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「短期業務支援事業」「営業支援事業」「飲食事業」「警備・その他事業」を報告セグメントとしており、「短期業務支援事業」は、顧客企業の業務量の増減に合わせたタイムリーな短期系人材サービスの提供、「営業支援事業」は、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行業務及びコールセンター業務、「飲食事業」は、飲食チェーン経営及びフランチャイズ事業、「警備・その他事業」は、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を行っております。

当連結会計年度より、グロービート株式会社の株式を取得し、同社及び同社の子会社であるグロービート・ホールディングス株式会社並びに同社の孫会社であるグロービート・ジャパン株式会社を連結の範囲に含めたことにより、報告セグメントとして「飲食事業」を新たに追加しております。なお、2023年10月１日付でグロービート・ジャパン株式会社を存続会社、グロービート株式会社及びグロービート・ホールディングス株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				合計（百万円）	調整額（百万円）（注）	連結財務諸表計上額（百万円）
	短期業務支援事業（百万円）	営業支援事業（百万円）	飲食事業（百万円）	警備・その他事業（百万円）			
売上高							
外部顧客への売上高	59,019	3,111	4,475	2,369	68,974	－	68,974
セグメント間の内部売上高又は振替高	13	18	－	8	39	△39	－
計	59,032	3,129	4,475	2,377	69,013	△39	68,974
セグメント利益	9,318	134	188	229	9,868	△1,210	8,658
セグメント資産	18,398	2,735	10,225	788	32,146	6,831	38,977
その他の項目							
減価償却費	217	11	118	3	349	14	363
のれん償却額	317	－	68	－	385	－	385
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	74	3	64	0	142	158	299

（注）１．セグメント利益調整額△1,210百万円には、セグメント間取引消去△12百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△1,198百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．セグメント資産の調整額6,831百万円は、主に当社本社での長期投資資産（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

４．減価償却費の調整額14百万円は、主に当社本社での建物・構築物及びソフトウエアの償却額であります。

５．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整158百万円は、主に当社本社での建物及び構築物と新システムに係る工具、器具及び備品とソフトウエアであります。

当連結会計年度（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「短期業務支援事業」「営業支援事業」「飲食事業」「警備・その他事業」を報告セグメントとしており、「短期業務支援事業」は、顧客企業の業務量の増減に合わせたタイムリーな短期系人材サービスの提供、「営業支援事業」は、主に販売代理店網を主軸とした通信商材等の販売代行業務及びコールセンター業務、「飲食事業」は、飲食チェーン経営及びフランチャイズ事業、「警備・その他事業」は、主に公共施設や一般企業などに対する警備業務等を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

	報告セグメント				合計（百万円）	調整額（百万円）（注）	連結財務諸表計上額（百万円）
	短期業務支援事業（百万円）	営業支援事業（百万円）	飲食事業（百万円）	警備・その他事業（百万円）			
売上高							
外部顧客への売上高	55,228	3,321	7,640	2,367	68,556	―	68,556
セグメント間の内部売上高又は振替高	32	13	0	1	46	△46	―
計	55,260	3,334	7,640	2,368	68,602	△46	68,556
セグメント利益	8,324	222	547	196	9,288	△2,155	7,133
セグメント資産	21,858	2,808	10,730	764	36,160	5,308	41,468
その他の項目							
減価償却費	243	6	187	3	439	16	455
のれん償却額	388	―	110	―	498	―	498
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	73	4	145	0	222	458	680

（注）１．セグメント利益調整額△2,155百万円には、セグメント間取引消去△26百万円、各報告セグメントに配賦していない全社費用△2,129百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

３．セグメント資産の調整額5,308百万円は、主に当社本社での長期投資資産(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

４．減価償却費の調整額16百万円は、主に当社本社での建物・構築物及びソフトウエアの償却額であります。

５．有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整458百万円は、主に当社本社での建物及び構築物と新システムに係る工具、器具及び備品とソフトウエアであります。

【関連情報】

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%に満たないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務支援事業	営業支援事業	飲食事業	警備・その他事業	計		
当期償却額	317	－	68	－	385	－	385
当期末残高	3,860	－	1,969	－	5,829	－	5,829

当連結会計年度（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	短期業務支援事業	営業支援事業	飲食事業	警備・その他事業	計		
当期償却額	388	－	110	－	498	－	498
当期末残高	3,364	－	1,859	－	5,223	－	5,223

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	㈱光通信	東京都豊島区	資本金54,259	通信回線サービス、電力等に係る商材販売	(被所有)間接 17.31	―	子会社株式の取得(注)	470	―	―

(注) 株式の取得については、市場の実勢価格を勘案し協議の上合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主

前連結会計年度(自2023年１月１日　至2023年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
重要な子会社の役員	黒須伸一 鬻見嘉弘	―	―	グロービート・ジャパン㈱ 代表取締役	―	―	不動産の売却(注)	160	―	―

(注)不動産の売却価額については、不動産鑑定士による評価を参考にして、両者協議の上決定しております。

当連結会計年度(自2024年１月１日　至2024年12月31日)

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）		当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）	
１株当たり純資産額	721円42銭	１株当たり純資産額	812円65銭
１株当たり当期純利益金額	164円86銭	１株当たり当期純利益金額	155円99銭
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	163円93銭	潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	155円03銭

（注）　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	当連結会計年度 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,889	5,493
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,889	5,493
普通株主に帰属しない金額（百万円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	35,723,492	35,213,033
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（百万円）	－	－
普通株式増加数（株）	202,713	217,478
（うち新株予約権（株））	(202,713)	(217,478)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	―	―

（重要な後発事象）

（自己株式の取得）

当社は、2025年２月14日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議し、次の通り実施しました。

（１）理由	機動的な資本政策の遂行を可能とし、株主への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、自己株式の取得を行うものであります。
（２）取得する株式の種類	当社普通株式
（３）取得する株式の数	500,000株（上限）
（４）株式取得価額の総額	564百万円（上限）
（５）自己株式取得の期間	2025年２月17日～2025年３月24日
（６）取得方法	東京証券取引所における市場買付

（自己株式の消却）

当社は、2025年２月14日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、次のとおり実施しました。

（１）消却する株式の種類	当社普通株式
（２）消却する株式の総数	2,270,951株 （消却前の発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 6.06％）
（３）消却後の発行済株式総数	35,215,449株
（４）消却日	2025年２月21日

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	1,000	1,000	0.97	—
１年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
１年以内に返済予定のリース債務	3	—	—	—
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	10	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,013	1,000	—	—

（注）平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高	(百万円)	33,657	68,556
税金等調整前 中間(当期)純利益金額	(百万円)	5,608	8,629
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益金額	(百万円)	3,525	5,493
１株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	100.10	155.99

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第31期 (2023年12月31日)	第32期 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,522	4,554
貯蔵品	10	9
前払費用	112	148
関係会社短期貸付金	957	3,426
未収入金	※1 1,217	※1 1,318
その他	※1 551	※1 84
流動資産合計	6,369	9,539
固定資産		
有形固定資産		
建物	9	6
工具、器具及び備品	41	60
その他	—	51
有形固定資産合計	50	117
無形固定資産		
ソフトウエア	311	540
その他	0	0
無形固定資産合計	311	540
投資その他の資産		
投資有価証券	233	439
関係会社株式	16,286	16,782
出資金	0	0
長期貸付金	—	2
差入保証金	88	102
長期前払費用	37	49
繰延税金資産	303	339
投資その他の資産合計	16,947	17,713
固定資産合計	17,308	18,370
資産合計	23,677	27,909

（単位：百万円）

	第31期 （2023年12月31日）	第32期 （2024年12月31日）
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 1,000	※2 1,000
関係会社短期借入金	2,700	3,050
未払金	※1 235	※1 206
未払費用	※1 407	※1 444
未払法人税等	166	755
未払消費税等	73	—
預り金	86	92
前受収益	※1 2	※1 2
その他	—	1
流動負債合計	4,669	5,550
固定負債		
長期預り保証金	※1 8	※1 8
退職給付引当金	744	772
資産除去債務	22	22
固定負債合計	775	803
負債合計	5,444	6,353
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,780	2,780
利益剰余金		
利益準備金	695	695
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,140	22,439
利益剰余金合計	19,835	23,134
自己株式	△4,647	△4,638
株主資本合計	17,968	21,276
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61	28
評価・換算差額等合計	61	28
新株予約権	204	253
純資産合計	18,233	21,556
負債純資産合計	23,677	27,909

②【損益計算書】

（単位：百万円）

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
営業収益		
経営指導料	2,481	2,428
関係会社受入手数料	1,666	1,866
関係会社受取配当金	4,750	3,900
営業収益合計	※1 8,897	※1 8,194
営業費用	※1、※2 2,539	※1、※2 3,823
営業利益	6,357	4,371
営業外収益		
受取利息	※1 28	※1 42
受取配当金	2	2
不動産賃貸料	※1 22	※1 22
その他	※1 5	8
営業外収益合計	57	75
営業外費用		
支払利息	※1 6	※1 12
減価償却費	1	1
不動産賃貸原価	22	22
自己株式取得費用	24	―
障害者雇用納付金	14	6
その他	11	1
営業外費用合計	78	41
経常利益	6,335	4,405
特別利益		
子会社株式売却益	―	※3 1,811
投資有価証券売却益	346	31
特別利益合計	346	1,842
特別損失		
固定資産除却損	※4 1	※4 2
子会社株式評価損	※5 5	―
その他	0	―
特別損失合計	6	2
税引前当期純利益	6,675	6,245
法人税、住民税及び事業税	629	745
法人税等調整額	△36	△21
法人税等合計	593	723
当期純利益	6,083	5,522

③【株主資本等変動計算書】

第31期（自2023年１月１日　至2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,780	695	15,366	16,061	△2,664	16,177
当期変動額						
剰余金の配当			△2,297	△2,297		△2,297
当期純利益			6,083	6,083		6,083
自己株式の取得					△2,001	△2,001
自己株式の処分			△11	△11	18	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	3,775	3,775	△1,983	1,792
当期末残高	2,780	695	19,140	19,835	△4,647	17,968

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	56	56	152	16,386
当期変動額				
剰余金の配当				△2,297
当期純利益				6,083
自己株式の取得				△2,001
自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	5	51	56
当期変動額合計	5	5	51	1,848
当期末残高	61	61	204	18,233

第32期（自2024年１月１日　至2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,780	695	19,140	19,835	△4,647	17,968
当期変動額						
剰余金の配当			△2,218	△2,218		△2,218
当期純利益			5,522	5,522		5,522
自己株式の取得						－
自己株式の処分			△5	△5	9	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	3,298	3,298	9	3,307
当期末残高	2,780	695	22,439	23,134	△4,638	21,276

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	61	61	204	18,233
当期変動額				
剰余金の配当				△2,218
当期純利益				5,522
自己株式の取得				－
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△33	△33	49	15
当期変動額合計	△33	△33	49	3,323
当期末残高	28	28	253	21,556

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～15年
工具、器具及び備品	２～20年

(2) 無形固定資産

ソフトウエア

自社利用分については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

その他

定額法

３．引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の収益は子会社からの経営指導料及び受取配当金等になります。経営指導料は子会社に対しての経営戦略の企画・立案、経営管理の支援を行うことを履行義務としており、経営管理を行う契約期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当の効力発生日をもって収益認識しています。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	16,286百万円	16,782百万円
子会社株式評価損	5百万円	－百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用し、取得原価をもって計上しております。

取得原価には株式取得時の事業計画等に基づく超過収益力を反映しております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、評価損が計上される可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。

	第31期 (2023年12月31日)	第32期 (2024年12月31日)
短期金銭債権	1,244百万円	1,338百万円
短期金銭債務	43 〃	36 〃
長期金銭債務	8 〃	8 〃

※２　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	第31期 (2023年12月31日)	第32期 (2024年12月31日)
当座貸越極度額の総額	16,000百万円	16,000百万円
借入実行額	1,000 〃	1,000 〃
差引額	15,000百万円	15,000百万円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額は、次のとおりであります。

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
営業取引		
営業収益	8,897百万円	8,180百万円
営業費用	203 〃	235 〃
営業取引以外の取引高	50 〃	64 〃

※２　営業費用のうち主要費目及び金額は、次のとおりであります。

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
給料及び賞与	503百万円	530百万円
雑給	367 〃	409 〃
退職給付費用	20 〃	17 〃
広告宣伝費	73 〃	1,112 〃
支払手数料	463 〃	534 〃
減価償却費	145 〃	183 〃

なお、全て一般管理費に属するものであります。

※３　子会社株式売却益の内容は、次のとおりであります。

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
株式会社ＢＯＤ	－百万円	1,811百万円
合計	－百万円	1,811百万円

※４　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
その他	1百万円	2百万円
合計	1百万円	2百万円

※５　子会社株式評価損の内容は、次のとおりであります。

	第31期 （自2023年１月１日 至2023年12月31日）	第32期 （自2024年１月１日 至2024年12月31日）
株式会社FullcastInternational	5百万円	－百万円
合計	5百万円	－百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2023年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
関連会社株式	717	803	87
合計	717	803	87

（注）市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （百万円）
(1)　子会社株式	15,399
(2)　関連会社株式	170
合計	15,569

当事業年度（2024年12月31日）

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
関連会社株式	717	682	△35
合計	717	682	△35

（注）市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
(1)　子会社株式	15,895
(2)　関連会社株式	170
合計	16,066

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 （2023年12月31日）	第32期 （2024年12月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	228百万円	236百万円
関係会社株式評価損	873　〃	873　〃
法人税法上の子会社株式譲渡益	50　〃	50　〃
投資有価証券評価損	6　〃	6　〃
未払事業税	19　〃	26　〃
その他	89　〃	96　〃
繰延税金資産小計	1,265　〃	1,286　〃
評価性引当額	△935　〃	△935　〃
繰延税金資産合計	330　〃	351　〃
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△27百万円	△12百万円
繰延税金負債合計	△27　〃	△12　〃
繰延税金資産の純額	303百万円	339百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第31期 （2023年12月31日）	第32期 （2024年12月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
受取配当金	△21.8〃	△19.1〃
住民税均等割	0.1〃	0.1〃
関係会社株式評価損	0.0〃	－〃
その他	0.0〃	0.0〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.9%	11.6%

３．法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（収益認識関係）

当社は、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表「注記事項（重要な会計方針）４．収益及び費用の計上基準」に記載しております。

（重要な後発事象）

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に記載しているため、記載を省略しております。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	9	－	－	3	6	105
	工具、器具及び備品	41	63	－	44	60	365
	その他	－	114	64	－	51	－
	計	50	178	64	47	117	469
無形固定資産	ソフトウエア	311	366	－	137	540	－
	その他	0	－	－	－	0	－
	計	311	366	－	137	540	－

※　ソフトウエアの当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

社内利用目的の各種ソフトウェア　366百万円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	１月１日から12月31日まで
定時株主総会	３月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	６月30日、12月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	―
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告につきましては当社ホームページ （https://www.fullcastholdings.co.jp/）に掲載しております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。
会社法第189 条第２項各号に掲げる権利
会社法第166 条第１項の規定による請求をする権利
株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

第32期事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度　第31期（自2023年１月１日　至2023年12月31日）　2024年３月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2024年３月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書
第32期第１四半期（自2024年１月１日　至2024年３月31日）　2024年５月14日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書
第32期中（自2024年１月１日　至2024年６月30日）　2024年８月13日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
2024年12月25日関東財務局長に提出

(6) 自己株券買付状況報告書
2025年３月13日関東財務局長に提出

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

株式会社フルキャストホールディングス
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　葉　達　哉

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　賀　睦　美

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルキャストホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社及び連結子会社は、新会社の設立や外部からの取得等により会社グループの規模拡大を図っている。会社グループは2024年12月31日時点において20社の連結子会社及び3社の持分法適用会社からなる企業集団である。 連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）（のれんの評価）に記載されているとおり、子会社・関連会社への投資により、連結貸借対照表において、のれんが5,223百万円（総資産の12.6%）計上されている。 のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却している。 また、のれんは会社の財務上重要な資産であるとともに、のれんの資産性については、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、支配獲得時に識別した超過収益力の評価も踏まえ、減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候を識別した場合には、将来の事業計画を基礎に算定されたのれんの残存償却期間内の割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定している。減損損失の認識が必要と判定された場合、のれんについては、回収可能価額まで減価し、当該減少額を減損損失として認識する。 のれんの回収可能性の評価については、子会社・関連会社が多数にわたるため各投資先の理解が必要となり、また支配獲得時に識別した超過収益力の評価を含み、経営者の重要な判断を伴うことから、当監査法人はのれんの評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、のれんの評価について、主に以下の監査手続を実施した。 ・のれんに対する減損の兆候の有無の判定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・投資に関する取締役会議事録及び外部の第三者が発行した株式価値評価報告書等の投資の意思決定時の資料を閲覧し、のれんを計上している各連結子会社における超過収益力の源泉について理解を行った。 ・のれんを計上している各連結子会社については、各連結子会社が計上した営業利益とのれん償却額の比較分析及び買収時事業計画と直近の業績を比較分析するとともに、当初の事業計画の達成状況を確認し、経営者による減損兆候の有無の判断の妥当性を評価した。 ・重要な残高については経営環境の著しい悪化を示す状況がないかどうかについて経営者への質問を実施すると共に、取締役会等の会議体の議事録や関連資料を閲覧することにより、直近の事業環境等を理解した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フルキャストホールディングスの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フルキャストホールディングスが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施す

る。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2025年3月28日

株式会社フルキャストホールディングス
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千　葉　達　哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　賀　睦　美

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フルキャストホールディングスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングスの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社の当事業年度の貸借対照表において、関係会社株式 16,782百万円が計上され、総資産の約 60 %を占めている。これには、財務諸表注記（有価証券関係）に記載されているとおり、市場価格のない株式等として子会社株式が 15,895 百万円、関連会社株式が 170 百万円含まれている。 会社は、市場価格のない株式等の減損処理の要否を取得原価と実質価額とを比較することにより判定しており、関係会社の実質価額が取得原価に比べ著しく低下した場合は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、減損処理をしている。 市場価格のない株式等は貸借対照表における金額的重要性が高いことや、一部の関係会社株式については超過収益力を考慮して簿価純資産を上回る価額で取得しており、その超過収益力の評価について、経営者の重要な判断を伴うことから、当該関係会社株式の評価の妥当性は、当監査法人の監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価について、主に以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式の評価に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・重要な関係会社株式の実質価額について、増減分析や、特定の勘定科目に対する監査手続を実施し、会社が帳簿価額との比較に用いた関係会社株式の実質価額の正確性を検討した。 ・超過収益力を考慮して簿価純資産を上回る価額で取得された関係会社株式については、取得時に見込んだ将来収益の達成状況を考慮して超過収益力が毀損していないかどうかの検討を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意

を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。